

**岡山市新庁舎周辺施設整備事業
要求水準書**

令和 7 年 10 月

岡 山 市

目次

I.....総則.....	1
1. 本書の位置づけ	1
2. 要求水準の変更	1
(1) 要求水準の変更事由	1
(2) 要求水準の変更手続き	1
3. 基本的事項	1
(1) 用語の定義	1
(2) 事業手法	2
(3) 契約形態	2
(4) 事業期間	2
(5) 実施内容及び実施期間（予定）	2
(6) 本事業における SDGs への対応	3
(7) 業務内容	4
(8) 遵守すべき法令等	4
(9) 施設概要	9
(10) 周辺道路の区域	11
(11) 周辺施設及び周辺道路の概要	11
(12) インフラ引き込み計画	12
(13) 土壌汚染	12
(14) 埋蔵文化財	12
(15) 市による事業実施状況の監視（市のモニタリング）	12
II.....施設整備業務	13
1. 施設整備業務総則	13
(1) 施設整備方針	13
(2) 実施体制及び技術者の配置	13
(3) 統括責任者の要件	14
(4) 管理技術者（設計）の要件	14
(5) 照査技術者の要件	14
(6) 建築設計業務担当者の要件	14
(7) 造園設計業務担当者の要件	15
(8) 道路設計業務担当者の要件	15
(9) 監理技術者（建築）の要件	15
(10) 監理技術者（解体撤去）の要件	16
(11) 監理技術者（電気設備）の要件	16
(12) 監理技術者（機械設備）の要件	16
(13) 監理技術者（造園）の要件	16

(14)	監理技術者（道路）の要件	17
(15)	現場代理人の要件	17
(16)	管理技術者（工事監理）の要件	17
(17)	工事監理担当者（建築、電気設備、機械設備）の要件	18
(18)	市との調整	18
(19)	要求水準等確認計画書の作成及び確認	18
2.	各業務内容及び要求水準	19
(1)	設計業務	19
(2)	建設業務	22
(3)	工事監理業務	28
(4)	その他	29
III...	施設等の要求性能	31
1.	共通事項	31
(1)	1 期工事との関係	31
(2)	社会性	31
(3)	景観・植栽	31
(4)	庁舎前広場と大供公園の一体的な利用イメージ	32
(5)	庁舎前広場と大供公園の活用	32
(6)	環境保全性	32
(7)	防災性	33
(8)	防犯性・安全性	34
(9)	機能性	34
(10)	経済性・保全性	35
(11)	補助要件への適合	35
2.	広場内建物の性能	35
(1)	建築計画	35
(2)	構造計画	38
(3)	設備計画	40
(4)	その他	45
3.	庁舎前広場の性能	46
(1)	配置計画	46
(2)	設備計画	48
4.	大供公園の性能	52
(1)	配置計画	52
(2)	設備計画	54
(3)	その他	56
5.	周辺道路の性能	58
(1)	整備計画	58

【要求水準書 資料一覧】

資料番号	資料名称
資料 1	事業用地位置図
資料 2	事業用地現況図
資料 3	(参考)都市計画の概要を示す図書
資料 4	施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意すべき事項
資料 5	設備概要
資料 6	周辺道路関係資料（別紙 1 業務区域図、別紙 2 横断図（参考図）、別紙 3 鹿田町 10 号線施工範囲図）
資料 7	現場説明書
資料 8	岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領
資料 9	岡山市建築工事監理業務委託仕様書及び同要領

【貸与資料一覧】

資料番号	資料名称
貸与資料 1	敷地データ（求積図・座標図）
貸与資料 2	事業用地の地質調査結果に関する資料
貸与資料 3	(参考) 岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図
貸与資料 4	岡山市庁舎解体撤去工事報告書（石綿分析結果報告書）
貸与資料 5	1 期工事との取り合い条件等
貸与資料 6	岡山市役所新庁舎の周辺施設（大供公園・庁舎前広場）に関するアンケート調査報告書
貸与資料 7	1 期工事法手続き関係資料
貸与資料 8	(参考) 1 期工事設計図（建築、構造、電気設備、空調設備、衛生設備）
貸与資料 9	交通解析結果報告書
貸与資料 10	(参考) 1 期工事施工図
貸与資料 11	事業用地の上下水道管路図の情報に関する資料
貸与資料 12	キャブシステムに関する資料
貸与資料 13	夜景照明イメージパース
貸与資料 14	(参考) 空地算定資料

※各種資料は過去の検討資料も含まれるため、用語の定義の変更や整備する施設の変更が行われている場合があります。（2 期工事の整備範囲、利便施設整備の中止 等）

※1 期工事の参考資料について、入札公告時点で 1 期工事が施工中のため、本事業契約締結時点で変更されている可能性があります。

I 総則

1. 本書の位置づけ

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、岡山市（以下「市」という。）が岡山市新庁舎周辺施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する性能の水準を示すものである。

要求水準は、市が本事業に求める基本的な水準を規定するものであり、入札参加者は要求水準書に示されている事項を満たしかつ、関係法令に従って提案を行うものとし、具体的に示されていない内容については、積極的に良質な空間・機能形成に向けた提案を行うものとする。

2. 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は本事業の期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

ア. 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ. 災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

ウ. 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エ. その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

要求水準を変更する場合は、市は事前に事業者と協議を行う。要求水準の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、建設工事請負契約書（案）の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

3. 基本的事項

(1) 用語の定義

本要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。その他の用語の定義は入札説明書による。

ア. 機能

周辺施設及び周辺道路の目的又は本書の要求に応じて、実現されるべき周辺施設及び周辺道路の役割をいう。

イ. 性能

周辺施設及び周辺道路の目的又は本書の要求に応じて、実現されるべき周辺施設及び周辺道路の能力をいう。

ウ. 仕様

周辺施設及び周辺道路の機能や性能を満たすための具体的な方法や手段をいう。

エ. 什器備品

周辺施設内に配置又は固定させる什器、遊具、事務用品、家具、家電等を総じていう。

オ. 工事目的物

庁舎前広場、広場内建物、大供公園、周辺道路を総じていう。

(2) 事業手法

本事業は、DB（デザインビルド）方式を採用する。

(3) 契約形態

市は、本事業の設計・施工を一括で請け負わせるために、落札者を事業者として、本事業に係る建設工事請負契約書を締結する。

(4) 事業期間

契約日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(5) 実施内容及び実施期間（予定）

実施内容	実施期間	技術者専任時期※
来庁舎の安全対策・確保等の仮設計画、解体修正設計、基本設計、実施設計、関係法令許認可手続き	令和 8 年 10 月～令和 10 年 9 月	-
旧本庁舎解体撤去工事	令和 9 年度～令和 11 年度	令和 9 年 4 月 1 日
周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）	令和 11 年度～令和 13 年度	令和 11 年 4 月 1 日
周辺道路整備工事の建設業務（道路）	令和 12 年度～令和 13 年度	令和 13 年 2 月 1 日
既済部分検査（最終年度を除く）	毎年度末	-
完成確認（ロータリー守衛室）	令和 14 年 3 月中旬まで	-
中間技術検査（周辺道路整備工事（敷地沿い周辺歩道及び市道鹿田町 10 号線の車道部分））	令和 14 年 3 月中旬まで	-
完成検査（最終年度）	令和 14 年 3 月	-
開業準備支援	令和 14 年 3 月	-

※「技術者専任時期」とは、「II/1.施設整備業務総則」に示す技術者を専任で配置する時期のことをいう。

区分		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)	2031年度 (R13年度)	2032年度 (R14年度)	～
1 期 工 事	新庁舎	建設工事		引越等						
			維持管理・運営							
2 期 工 事	旧本庁舎		修正 設計	解体撤去工事						
	広場内建物・ 庁舎前広場			基本・実施設計			整備期間			
	大供公園			基本・実施設計				整備期間		
手続き・ 開業準備支援			契 約						準 備	維持管理・運営

(6) 本事業における SDGs への対応

周辺施設整備をする上で、岡山市第3期 SDGs 未来都市計画に示している2030年のあるべき姿に向けて取り組むこと。

参考：「2030年のあるべき姿」でとりあげている項目

- 1.市民の健康促進
- 2.健康、そして誰もが活躍できる社会へ
- 3.誰もが「住みやすさ」を実感できるまち

(7) 業務内容

事業者は市と締結する建設工事請負契約に基づき以下の業務内容を行う。下記業務には事業の履行に必要な許認可の取得等を含むものとする。

ア. 設計業務

イ. 建設業務

ウ. 工事監理業務

エ. その他（補助金申請の資料作成等）

(8) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令（施行令および施行規則等を含む）や条例等は次のとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを遵守すること。また、本事業に必要なその他の関係法令や市条例についても遵守すること。

【関連する主な法令等】

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建築土法（昭和25年法律第202号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

- ・ 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）
- ・ 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）
- ・ 景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）
- ・ 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- ・ 大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例（平成 1 2 年岡山県条例第 1 号）
- ・ 岡山市公園条例（昭和 3 5 年市条例第 1 1 号）
- ・ 岡山市建築基準法施行条例（平成 1 2 年市条例第 1 1 8 号）
- ・ 岡山市建築物等の制限に関する条例（平成 1 2 年市条例第 1 1 8 号）
- ・ 美しいまちづくり、快適なまちづくり条例（平成 1 9 年市条例第 3 0 号）
- ・ 岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例（平成 1 4 年市条例第 5 8 号）
- ・ 岡山市環境保全条例（平成 1 2 年市条例第 4 6 号）
- ・ 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年市条例第 3 2 号）
- ・ 岡山市安全・安心まちづくり条例（平成 1 7 年市条例第 8 号）
- ・ 岡山市景観条例（平成 1 9 年市条例第 6 8 号）
- ・ 岡山市屋外広告物条例（平成 7 年市条例第 5 1 号）
- ・ 岡山市水道条例（昭和 3 3 年市条例第 2 8 号）
- ・ 岡山市下水道条例（昭和 6 2 年市条例第 4 7 号）
- ・ 岡山市個人情報保護条例（平成 1 2 年市条例第 3 4 号）
- ・ 岡山市中高層建築物に関する指導（平成 2 7 年）
- ・ 岡山市浸水対策の推進に関する条例（平成 2 9 年市条例第 2 0 号）
- ・ 持続可能な開発のための教育の推進に関する条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 8 号）
- ・ 建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 4 2 年市条例第 1 1 号）
- ・ 岡山市道路構造等条例（平成 2 4 年市条例第 1 0 4 号）
- ・ 岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成 1 7 年市条例第 9 0 号）
- ・ その他関係する法令、条例等

【関連する主な基準】

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）＋同解説
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）
- ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）（国土交通省）
- ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（防災編）（国土交通省）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領（国土交通省）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省）＋同解説
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準書式（国土交通省）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省）
- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同解説（国土交通省）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編（国土交通省）
- ・ 建築数量積算基準・同解説（国土交通省）
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省）

- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省）
- ・ 営繕工事積算チェックマニュアル
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省）
- ・ 建築設計基準（国土交通省）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省）
- ・ 開発許可制度運用指針（国土交通省）
- ・ C A D製図基準（案）（国土交通省）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ 建築工事監理指針（（一社）公共建築協会）
- ・ 電気設備工事監理指針（（一社）公共建築協会）
- ・ 機械設備工事監理指針（（一社）公共建築協会）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省）
- ・ 既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（国土交通省）
- ・ 建築物の改修・解体時における石綿含有仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人建築研究所）
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）
- ・ 屋外広告物の手引き（岡山市）
- ・ 駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン（国土交通省）
- ・ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック（経済産業省・国土交通省）
- ・ 公園緑地工事施工管理基準（国土交通省）
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・ 都市公園技術標準解説書（（一社）日本公園施設業協会）
- ・ 遊具の安全に関する基準（（一社）日本公園施設業協会）
- ・ 公共事業のための岡山市景観デザイン指針（岡山市）
- ・ 雨水流出抑制対策の手引き（岡山市）
- ・ 開発許可申請の手引き（岡山県ほか）
- ・ 岡山市土木工事共通仕様書（最新版）
- ・ 岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

- ・ 岡山市景観計画
- ・ 岡山県建築物耐震対策等基本方針
- ・ その他の関連要綱及び各種基準

(9) 施設概要

項目	新庁舎整備		周辺施設整備	
	新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園
	(参考) 1 期工事	2 期工事	2 期工事	
敷地面積	約 13,960 m ² (新庁舎部分は 約 7,656 m ²)	約 10,859.12 m ²	約 13,960 m ² (庁舎前広場・ 広場内建物部分は 約 6,304 m ²)	約 4,331 m ²
指定容積率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域	
防火地域	防火地域 (6,032 m ²) ／準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域／ 準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) ／準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域
指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2 条の 4 より、「原則、建築物の面積 総計は 100 分の 4 以下（例外規定有： 施行規則第 1 条の 2 において特例が 認められる場合）」 とすること。
用途	庁舎	庁舎	地下 2 階、地下 1 階、1 階：駐車場 (300 台程度) 屋外、中 2 階：庁舎 前広場	公園
構造/階数	鉄骨造（一部、鉄骨 鉄筋コンクリート造 及び鉄筋コンクリ ート造） 中間免震＋制振構造 地上 17 階（中 2 階 を含む）地下 2 階	（高層部）鉄骨鉄筋 コンクリート造 地 下 2 階、地上 9 階建 （低層部）鉄筋コン クリート造地下 1 階、地上 3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上 2 階 (中 2 階を含む) 地下 2 階	－
延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,803 m ² (入札公告時において 示す施設計画の面積)	－
建設年月	令和 8 年 5 月末予定	昭和 43 年 6 月	令和 13 年度末予定	

※点線内は、本事業の事業範囲を示す。

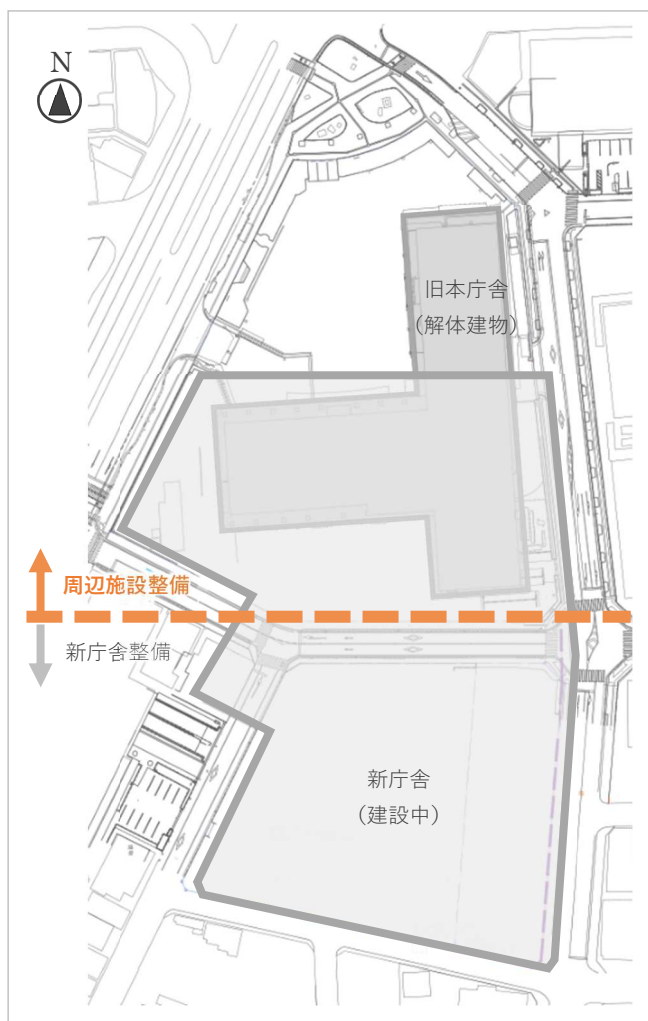


図 1 現況配置図



図 2 計画配置図

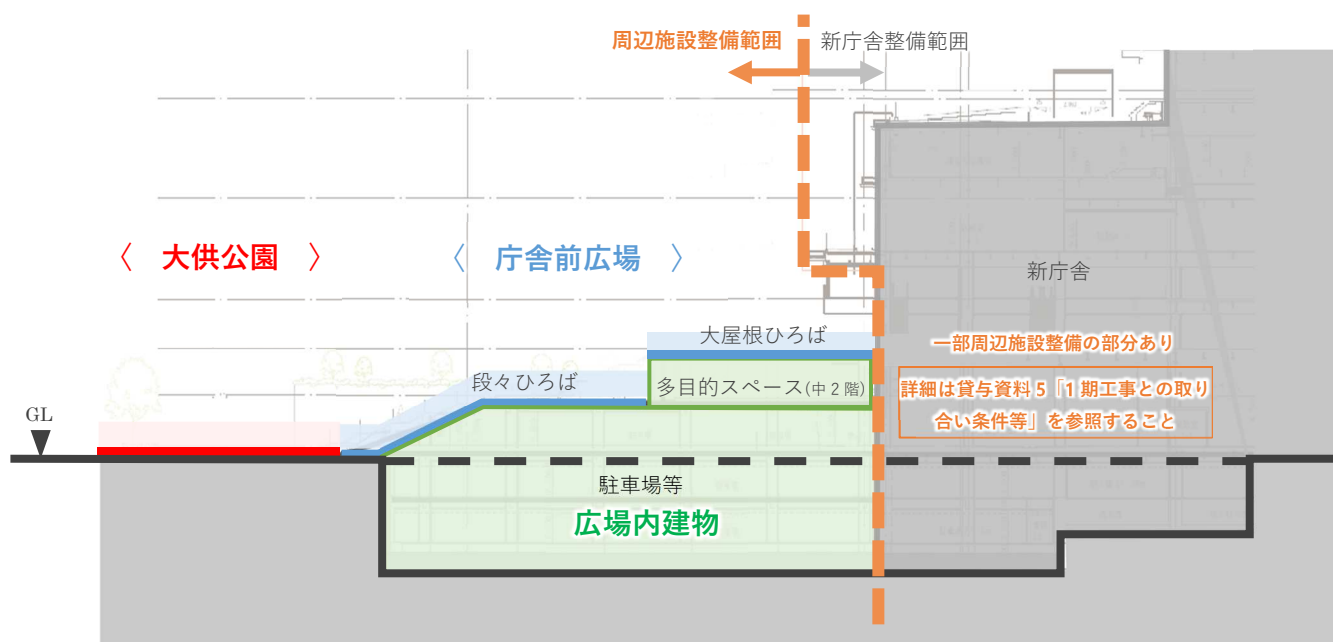


図 3 計画断面図 (A-A')

(10) 周辺道路の区域

対象区域等の概要は、資料 6「周辺道路関係資料（別紙 1 業務区域図、別紙 2 横断図（参考図）、別紙 3 鹿田町 10 号線施工範囲図）」を参照すること。

(11) 周辺施設及び周辺道路の概要

項目		内容
周辺施設	広場内建物	駐車場
		・誰もがアクセス及び利用しやすい駐車場を整備する。
		備蓄倉庫
		・有事に備えて非常用食糧・応急救助物資等を備蓄するための防災専用の倉庫として設置する。
		トイレ
		・周辺施設を利用する全ての人が利用できる、男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレを設置する。
	庁舎前広場	ごみ置場
		・可燃ごみ置場、粗大ごみ置場、資源化物回収所を整備する。
		守衛室
		・駐車場の警備や車両の通行を誘導するために守衛室を整備する。
		大屋根ひろば
		・新庁舎利用者にとっては、新庁舎の待合ひろばの屋外空間として中間期には利用しやすく、大供公園側の賑わいを感じることできる空間とする。
周辺道路	大供公園	段々ひろば
		・新庁舎と大供公園の利用者をシームレスに繋ぎ、人の賑わい動線とするとともに、緑が連続した景観を創出する。
		多目的スペース（中 2 階）
		・飲食のイベントなどの活用により、大供公園や各広場と一体となった賑わいを創出する空間とする。
	大供公園	多目的スペース（1 階平面）
		・スポーツ会場や飲食のイベントなどの活用により、大供公園や各広場と一体となった賑わいを創出する空間とする。
		大供公園
		・市民が日頃から憩い、交流の場となる公園を整備する。 ・イベント会場として活用できる賑わいの場となる公園を整備する。 ・災害時にも利用可能な空間を整備する。 ・広場と一体化した緑のオープンスペースとする。
	周辺道路	
	全体	
	・周辺施設の整備に伴い影響を受けると考えられる周辺道路（歩道を含む）整備及び新庁舎ロータリー進入路拡幅の整備をする。	
	・新庁舎、広場内建物、庁舎前広場及び公園の一体性に配慮した配置計画とし、緑の連続性を生み出す岡山らしい景観を形成する。 ・岡山市第 3 期 SDGs 未来都市計画に示している 2030 年のあるべき姿に向けて取り組む。	

※詳細は、「III 施設等の要求性能」を参照

(12) インフラ引き込み計画

項目	広場内建物及び庁舎前広場	大供公園
上水道	・ 1 期工事で整備する新庁舎引込管（150A）から分岐して引き込む。 ※庁舎前広場及び広場内建物で 1 引き込み。	・ 旧本庁舎引込管（100 A）から引き込む。
下水道	・ 周辺の公共下水道（合流式）に接続する。	
電気	・ 3 相 6.6kV(60Hz) 1 回線 1 期工事で整備する新庁舎 5 階の電気室内受変電設備「高圧饋電盤No.11」から分岐し、広場内建物 2 階に設置する受変電設備に供給する。（詳細は貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」参照） ・ 消防負荷については、新庁舎 5 階の電気室内受変電設備「非常・重要非常動力盤No.1」から低圧で送電すること。	
構内交換設備等 弱電設備	・ 1 期工事で整備する新庁舎からの増設とする。（詳細は貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」参照）	—
都市ガス	・ なし	

(13) 土壌汚染

当該敷地において、土壌汚染対策法に基づき令和 5 年度に地歴調査を実施し、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められた土地があると評価された。その評価に伴い、令和 6 年度に土壌汚染状況調査を実施した結果、全ての調査地点において基準値を満足する結果となった。

ただし、地歴調査が完了した令和 5 年 11 月 30 日以降から本事業の土地の形質変更の届出をするまでの期間について、同法に基づき、指定調査機関において地歴調査を実施し、同法第 4 条第 2 項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を提出すること。

(14) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを確認している。

(15) 市による事業実施状況の監視（市のモニタリング）

事業者は入札説明書等で示すセルフモニタリングのほか、事業期間内に市が実施するモニタリングについて、必要な対応を行うこと。

II 施設整備業務

1. 施設整備業務総則

(1) 施設整備方針

旧本庁舎の跡地に、駐車場及び広場、大供公園を一体的に整備することで、庁舎機能と周辺施設が結びついた立体回遊広場を持つ魅力的な庁舎周辺施設の実現を目指す。

(2) 実施体制及び技術者の配置

ア. 実施体制

事業者は、設計企業（建築設計企業、造園設計企業、道路設計企業）、建設企業（解体工事企業、建築工事企業、電気設備工事企業、機械設備工事企業、造園工事企業、道路工事企業）によって構成される特定建設工事共同企業体（甲型）（以下、「建設 JV」という。）とし、建設 JV を構成する者を構成員という。

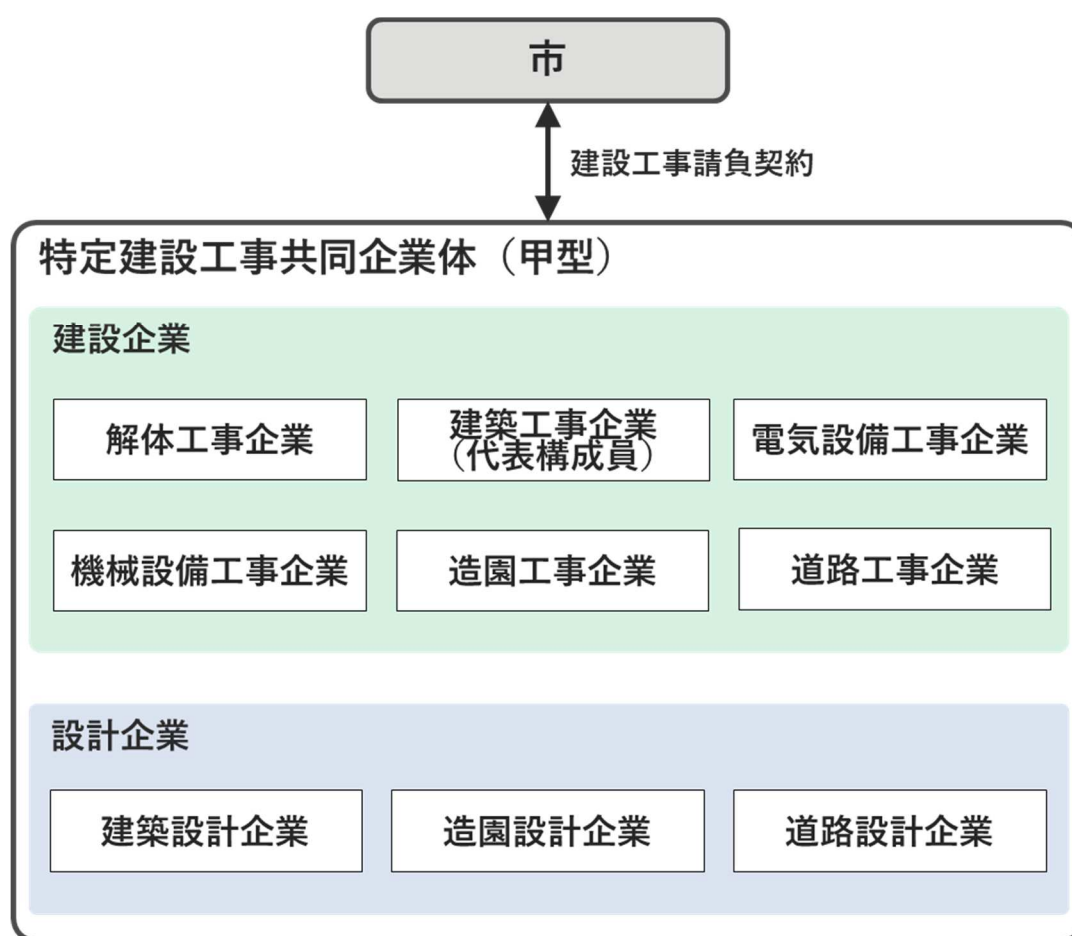


図 4：実施体制

※各企業は、複数の者で構成することができる

※入札参加資格要件を満たす場合、1 者が複数企業を兼ねることができる

（全企業を 1 者で兼ねることも可能）

イ. 技術者の配置

事業者は、「II/1. /(3)統括責任者の要件」から「II/1. /(17)工事監理担当者（建築、電気設備、機械設備）の要件」に示す技術者を定め、配置すること。その他の技術者については業務

内容に応じて、必要な知識と技能を有する技術者を配置すること。法令等により資格を必要とする業務については、有資格者を選任し、関係法令に則り適切に配置すること。なお、各技術者は、各種調整を行うとともに各種会議体に出席すること。

また、「Ⅱ/1. /(9)監理技術者（建築）」から「Ⅱ/1. /(14)監理技術者（道路）」に示す各技術者について、要件を満たす場合は複数を兼務することができる。

(3) 統括責任者の要件

ア. 本事業を総合的に管理し、市との連絡窓口を一元化するための「統括責任者」を代表構成員となる企業から 1 名配置し、本事業の契約締結後、速やかに市に通知すること。また、統括責任者は「現場代理人」及び「監理技術者（建築）」の一方又は両方を兼ねることができる。統括責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな統括責任者を充てること。ただし、市が承認した場合に限る。

イ. 統括責任者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 公告に定める開札日時点において、代表構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。
- (イ) 議決予定日において、他の工事に配置していないこと。

(4) 管理技術者（設計）の要件

ア. 設計業務を統括する「管理技術者（設計）」を建築設計企業の構成員となる企業から 1 名、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに配置すること。原則として管理技術者（設計）の変更は認めない。また、「照査技術者」及び「管理技術者（工事監理）」と同一のものが兼ねることはできない。

イ. 管理技術者（設計）は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 一級建築士の資格を有する者。
- (イ) 公告に定める開札日時点において、建築設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。

(5) 照査技術者の要件

ア. 設計成果品の内容の技術上の照査を行う「照査技術者」を建築設計企業の構成員となる企業から 1 名、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに配置すること。原則として照査技術者の変更は認めない。また、「管理技術者（設計）」及び「管理技術者（工事監理）」と同一のものが兼ねることはできない。

イ. 照査技術者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 一級建築士の資格を有する者。
- (イ) 公告に定める開札日時点において、建築設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。

(6) 建築設計業務担当者の要件

ア. 建築設計業務を行う「建築設計業務担当者」を 4 名以上、資料 8「岡山市建築設計業務委

託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに配置すること。
なお、うち 1 名は「管理技術者（設計）」を兼ねることができる。また、建築設計企業が複数の場合は、企業毎に 1 名以上の「建築設計業務担当者」を配置すること。

イ. 建築設計業務担当者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 一級建築士の資格を有する者。

(イ) 公告に定める開札日時点において、建築設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。

(7) 造園設計業務担当者の要件

ア. 造園設計業務を行う「造園設計業務担当者」を 1 名以上、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに配置すること。

イ. 造園設計業務担当者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設コンサルタント登録規程別表に掲げる造園部門に係る技術士、造園部門に係るシビルコンサルティングマネージャ、又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有する者。

(イ) 公告に定める開札日時点において、造園設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。

(ウ) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した公園の基本設計又は実施設計業務に主任技術者として従事し、完了した実績を有すること。

(8) 道路設計業務担当者の要件

ア. 道路設計業務を統括する「道路設計業務担当者」を 1 名以上、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに配置すること。

イ. 道路設計業務担当者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 公告に定める開札日時点において、道路設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できること。

(9) 監理技術者（建築）の要件

ア. 建設業務（建築）を統括する「監理技術者（建築）」を本事業に専任として 1 名、建設業務（建築）に着手する 2 週間前までに配置すること。建築工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に 1 名を配置すること。監理技術者（建築）は「統括責任者」及び「現場代理人」の一方又は両方を兼ねることができる。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。

イ. 監理技術者（建築）は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法における建築工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。

(イ) 公告に定める開札日時点において、建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続

して所属していることが確認できること。

(10) 監理技術者（解体撤去）の要件

- ア．解体撤去業務を統括する「監理技術者（解体撤去）」を本事業に専任として1名、解体撤去業務に着手する2週間前までに配置すること。解体工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に1名を配置すること。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す旧本庁舎解体撤去工事の技術者専任時期から専任で配置すること。
- イ．監理技術者（解体撤去）は次の要件を全て満たすこと。
 - （ア）建設業法における解体工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。
 - （イ）公告に定める開札日時点において、解体工事企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できること。

(11) 監理技術者（電気設備）の要件

- ア．建設業務（電気設備）を統括する「監理技術者（電気設備）」を本事業に専任として1名、建設業務（電気設備）に着手する2週間前までに配置すること。電気設備工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に1名を配置すること。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。
- イ．監理技術者（電気設備）は次の要件を全て満たすこと。
 - （ア）建設業法における電気工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。
 - （イ）公告に定める開札日時点において、電気設備工事企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できること。

(12) 監理技術者（機械設備）の要件

- ア．建設業務（機械設備）を統括する「監理技術者（機械設備）」を本事業に専任として1名、建設業務（機械設備）に着手する2週間前までに配置すること。機械設備工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に1名を配置すること。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。
- イ．監理技術者（機械設備）は次の要件を全て満たすこと。
 - （ア）建設業法における管工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。
 - （イ）公告に定める開札日時点において、機械設備工事企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できること。

(13) 監理技術者（造園）の要件

- ア．建設業務（造園）を統括する「監理技術者（造園）」を本事業に専任として1名、建設業

務（造園）に着手する２週間前までに配置すること。造園工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に１名を配置すること。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。

イ．監理技術者（造園）は次の要件を全て満たすこと。

- （ア）建設業法における造園工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。
- （イ）公告に定める開札日時点において、造園工事企業の構成員となる企業に３か月以上継続して所属していることが確認できること。

（14）監理技術者（道路）の要件

ア．建設業務（道路）を統括する「監理技術者（道路）」を本事業に専任として１名、建設業務（道路）に着手する２週間前までに配置すること。道路工事企業が複数の場合は、それぞれの企業毎に１名を配置すること。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す周辺道路整備工事の建設業務（道路）の技術者専任時期から専任で配置すること。

イ．監理技術者（道路）は次の要件を全て満たすこと。

- （ア）建設業法における舗装工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者。
- （イ）公告に定める開札日時点において道路工事企業の構成員となる企業に３か月以上継続して所属していることが確認できること。

（15）現場代理人の要件

ア．本事業の契約書に示す「現場代理人」を１名、資料７「現場説明書」に示す工事着手届に記載する着手日の２週間前までに配置すること。また、現場代理人は「統括責任者」及び「監理技術者（建築）」の一方又は両方を兼ねることができる。なお、本書「Ⅰ/3./（5）実施内容及び実施期間（予定）」に示す旧本庁舎解体撤去工事の技術者専任時期から専任で配置すること。

イ．現場代理人は次の要件を全て満たすこと。

- （ア）公告に定める開札日時点において、代表構成員となる企業に３か月以上継続して所属していることが確認できること。
- （イ）議決予定日において、他の工事に配置していないこと。

（16）管理技術者（工事監理）の要件

ア．工事監理業務を統括する「管理技術者（工事監理）」を建築設計企業の構成員となる企業から１名、資料９「岡山市建築工事監理業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の２週間前までに配置すること。原則として管理技術者（工事監理）の変更は認めない。また、「管理技術者（設計）」及び「照査技術者」と同一のものが兼ねることは

できない。

イ. 管理技術者（工事監理）は次の要件を全て満たすこと。

（ア）一級建築士の資格を有する者。

（イ）公告に定める開札日時点において、建築設計企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できること。

(17) 工事監理担当者（建築、電気設備、機械設備）の要件

ア. 工事監理業務を行う「工事監理担当者（建築）」、「工事監理担当者（電気設備）」、「工事監理担当者（機械設備）」を各1名以上、資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の2週間前までに配置すること。原則として各工事監理担当者の変更は認めない。また、工事監理担当者（建築）は「管理技術者（工事監理）」を兼ねることができる。

イ. 工事監理担当者（建築、電気設備、機械設備）は次の要件を満たすこと。

（ア）公告に定める開札日時点において、設計企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できること。

(18) 市との調整

本事業の全般に関する調整事項は、市と事業者が協議のうえ決定することとし、協議は定例会及び必要に応じて開催する臨時会において行うものとする。また、定例会として、解体撤去業務期間中は月間総合定例会議、建設業務期間中は月間総合定例会議と週間定例会議を開催すること。なお、定例会のほか、各業務の内容に応じて部会を設け、適時詳細な調整を行うこと。

(19) 要求水準等確認計画書の作成及び確認

ア. 事業者は契約締結後速やかに、市と協議のうえ、要求水準等確認計画書を作成し、市に提出し、承認を得ること。

イ. 要求水準等確認計画書には、要求水準書に定められた要求水準及び技術提案の内容について、確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。

ウ. 要求水準等確認計画書には、要求水準及び事業者提案の項目を一覧化したチェックリスト（自由書式にて事業者が作成）を添付すること。

エ. 要求水準等確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行い、市の承認を得ること。

オ. 事業者は要求水準等確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準及び技術提案の内容を満たしていることの確認（セルフモニタリング）を行った後に、市の承認を得ること。

2. 各業務内容及び要求水準

(1) 設計業務

ア. 業務の対象

各種関係法令を遵守し、要求水準書、建設工事請負契約書、事業者提案等に基づいた、本事業に必要な一切の設計業務。

イ. 基本的事項

- (ア) 事業者は、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に基づき、設計業務を実施すること。
- (イ) 事業者は、1 期工事の実施設計時に作成された貸与資料 3「(参考) 岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図」の成果について、本事業の計画に伴い、成果の精査及び修正設計を実施すること。なお、令和 9 年 4 月 1 日から解体撤去業務に着手できるように、確実な工程管理を行うこと。
- (ウ) 事業者は、資料 4「施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意すべき事項」、資料 5「設備概要」及び貸与資料 5「1 期工事との取り扱い条件等」の記載事項に十分留意し、設計業務を実施すること。
- (エ) 資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す着手届に記載する着手日の 2 週間前までに管理技術者（設計）、照査技術者、各設計業務担当者を市に届け出ること。
- (オ) 要求される性能が的確に設計へ反映されるように、確実な工程管理を行うこと。
- (カ) 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められる十分な内容とすること。
- (キ) 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- (ク) 基本設計及び実施設計完了後、要求水準等確認計画書に基づき要求水準及び技術提案の内容を満たしていることの確認（セルフモニタリング）を行い、設計内容が要求水準及び技術提案に適合していることを示す資料を提出し、市の確認を受け、実施設計及び建設業務に移ること。
- (ケ) 実施設計は令和 9 年 4 月以降に着手すること。
- (コ) 実施設計は、工事の実施に必要なかつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- (サ) 工事費内訳明細書は、市が国庫補助金や地方債の申請を行ううえで、十分な内容（対象費用及び年割の算出が容易に行える内容）とすること。書式等の詳細については、市と協議して決定すること。
- (シ) コスト管理については、工事設計書に基づき管理を行うこと。設計変更等が生じた場合は、工事設計書を基準・根拠として増減額を整理し、市と協議するとともに工事費内訳明細書を再度提出すること。
- (ス) 施設完成後の管理運営を円滑に行うために必要な業務内容、職員の人員配置計画を提案すること。

- (セ) 周辺道路の設計は、市のホームページで公表している「岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書（最新版）」に基づき、歩道詳細設計及び道路詳細設計を行うこと。なお、必要に応じて、附帯構造物（キャブシステム等、貸与資料 12「キャブシステムに関する資料」参照）、仮設構造物等の設計を行うこと。
- (ソ) 周辺道路の設計は、「Ⅰ/3./（8）遵守すべき法令等」によるものとするが、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について市と協議すること。
- (タ) 周辺道路の設計は、資料 6「周辺道路関係資料（別紙 1 業務区域図、別紙 2 横断図（参考図）、別紙 3 鹿田町 10 号線施工範囲図）」を参照し、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）、景観に配慮した舗装、歩行者及び車いす利用者等へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。
- (チ) 他業務と連携しながら、事業実施におけるリスクを明確に認識し、総合的なマネジメントを行うこと。

ウ．業務計画書の提出

事業者は、設計業務計画書を作成すること。当該計画書は業務着手前に市に提出し、その承認を得なければならない。

エ．各種許可申請等の手続き

- (ア) 事業者は、本事業における設計業務に必要な諸手続を遅滞なく行うこと。また、円滑に設計業務を実施し、事業スケジュールに支障がないよう、関係機関との協議を適切に行うこと。各種許認可取得時には、市にその旨報告を行うこと。
- (イ) 事業者は、設計業務に伴い必要となる許認可申請を、関係機関と十分に協議し、事業者の責任により行うこと。許認可申請に必要な費用は事業者の負担とする。
- (ウ) 1 期工事で整備する新庁舎と 2 期工事で整備する周辺施設を含めた新庁舎全体で「全館避難安全検証」の性能評価を受けること。
- (エ) 実施設計完了後、排水設備の仕様が確定した段階で、開発許可の軽微な変更申請及び工期延期の手続きを行うこと。ただし、下水接続位置の変更はしないこと。
- (オ) 1 期工事で整備する新庁舎は令和 8 年 5 月段階では仮使用認定の状態であり、2 期工事では計画通知の変更及び必要に応じて仮使用認定の変更の申請を行うこと。設計業務に伴う各種申請等について、関係法令等に基づく必要な手続のリストを作成し、事前に市の確認を受けること。

オ．設計内容の協議

事業者は、設計業務における検討を市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度等は事業者の提案によるものとする。市との協議内容は、その都度協議録（協議に使用した資料を含む。）を作成し市に提出する。

また、事業者は、必要に応じ本事業に関連する定例会議に市とともに出席し、設計業務における検討内容を調整する。

カ．維持管理業務仕様書（案）の作成

事業者は、周辺施設完成後の維持管理・運営業務のための「維持管理業務仕様書（案）」を市と協議を行いながら作成する。

キ．設備機器、什器備品選定リスト（案）の作成

事業者は諸室等の要求水準等に基づき、周辺施設に必要と考えられる設備機器、什器備品を選定する。選定内容は市との打合せにより決定し、選定リスト（案）を作成すること。

ク．長期修繕計画を含むライフサイクルコスト（LCC）計画書（案）の作成

事業者は、周辺施設の「長期修繕計画を含むライフサイクルコスト（LCC）計画書（案）」を市と協議を行いながら作成する。市は、事業者から提出のあった当該計画書（案）を参考に、周辺施設の修繕を実施することを想定している。

ケ．業務の報告及び書類の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の完了時に、資料 8「岡山市建築設計業務委託仕様書及び同要領」に示す設計図書等を市に提出して承認を得ること。

なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

コ．設計業務に関する調査

(ア) 設計業務に必要な調査について、事業者は、関係機関と十分協議し実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。

(イ) 調査を行うために申請手続が必要な場合は、適宜、実施すること。

(ウ) 調査を行うに当たっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

(エ) 周辺道路は、事業者の提案に基づき測量・調査を実施する。

サ．設計業務に関する調査業務計画書の提出

事業者は、設計業務に関する調査業務計画書を作成すること。当該計画書は業務着手前に市に提出し、その承認を得なければならない。

シ．設計業務に関する測量調査

市が提示する既存資料及び事業者の提案に基づき、適切に調査を実施すること。

ス．設計業務に関する地質調査

基本設計及び実施設計を行うに当たり、事業者は必要に応じて地質調査を実施すること。

なお、令和 2 年度に実施している貸与資料 2「事業用地の地質調査結果に関する資料」も参考にすることができる。

セ．設計業務に関する調査業務の報告及び書類の提出

各調査を実施した都度、事業者は、報告書等を作成し市に提出すること。

ソ．説明会等の補助

基本設計や実施設計取りまとめ段階で市が実施する市民等への説明会やパブリックコメント等において、事業者は、説明会の開催、説明資料の作成・広報及び説明補助などの支援を行うこと。また、岡山市設計支援委員制度に基づいて市が実施する設計支援委員の意見を聴く会の支援を行うこと。なお、1 期工事の設計支援委員の意見を聴く会における意見も参考に設計を取りまとめること。

タ．完成イメージ動画等の作成

市民説明や庁内協議に必要な完成イメージ動画、パースを作成すること。また、完成イメージ動画の内容及び提出時期は市と協議すること。

(2) 建設業務

ア. 業務の対象

各種関係法令等を遵守し、要求水準書、建設工事請負契約書、設計図書、事業者提案等に基づいた、本事業に必要な建設に係る一切の業務。

イ. 基本的事項

- (ア) 旧本庁舎の解体撤去、周辺施設の建設及び周辺道路の整備に係る業務は、事業者の責任において実施すること。
- (イ) 工事関係者の安全確保や労働環境保全に十分配慮すること。
- (ウ) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日の施工は原則として行わないこと。
- (エ) 建設業務の遂行に当たって必要な法令等に基づく許可・確認等及び関係官庁との協議は事業者が行い、これに起因する遅延については、事業者の責とする。
- (オ) 地域の法人等の事業参加が可能な事業企画や、県産の建材の使用、地元雇用等の地域経済に配慮した提案に努めること。
- (カ) 他業務と連携しながら、事業実施におけるリスクを明確に認識し、総合的なマネジメントを行うこと。
- (キ) 下請工事の発注、資材の購入等にあたり、市内業者（岡山市内に本社・本店を有する業者をいう。）の活用に配慮すること。
- (ク) 解体する旧本庁舎等について、目視や関係機関への照会等により必要に応じて事前調査を実施すること。また、調査結果に基づいて解体を行うこと。
- (ケ) 解体撤去業務では、解体修正設計に基づき敷地内の建物等を解体撤去処分すること。
- (コ) 解体撤去業務の定例会として、月間総合定例会議を設置し、統括責任者、現場代理人、管理技術者（工事監理）、各工事監理担当者は必ず出席すること。その他技術者は必要に応じ出席すること。
- (サ) 解体撤去業務の定例会では、全体工程表その他必要資料を事前に準備し、会議を運営すること。
- (シ) 解体撤去業務の定例会の内容は協議録（協議に使用した資料を含む。）を作成し、5 営業日以内に市へ提出の上、その承認を得ること。
- (ス) 解体撤去業務完了後、要求水準等確認計画書に基づき要求水準及び技術提案の内容を満たしていることの確認（セルフモニタリング）を行い、業務内容が要求水準及び技術提案に適合していることを示す資料を提出し、市の確認を受けること。
- (セ) 建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園、道路）は、設計業務成果品（実施設計図書）及び建設業務期間中に変更のあった変更設計図書に基づき履行する。
- (ソ) 建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園、道路）の定例会として、月間総合定例会議、週間定例会議の 2 つの会議体を設置し、統括責任者、現場代理人、管理技術者（工事監理）、各工事監理担当者、監理技術者は必ず出席すること。その他技術者は必要に応じ出席すること。
- (タ) 建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園、道路）の定例会では、全体工程表、工種

毎の工程表その他必要資料を事前に準備し、会議を運営すること。

- (フ) 建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園、道路）の定例会の内容は協議録（協議に使用した資料を含む。）を作成し、5 営業日以内に市へ提出の上、その承認を得ること。
- (ツ) 材料納入の遅延対策を講じること。
- (テ) 使用する材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、市にその内容を提示し承認を得ること。
- (ト) 建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園、道路）完了後、要求水準等確認計画書に基づき要求水準及び技術提案の内容を満たしていることの確認（セルフモニタリング）を行い、工事内容が要求水準及び技術提案に適合していることを示す資料を提出し、市の確認を受けること。
- (ナ) 近隣住民及び新庁舎への来庁者等へ配慮し、安全対策、環境対策、工事現場のイメージアップに取り組むこと。
- (ニ) 特に近隣住民に対し、事業の進捗や工事内容について定期的な報告を行うなど、良好な関係性を保つための取り組みを計画し、実施すること。
- (ヌ) 工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを利用すること。情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - a. 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件最新版 営繕工事編
 - b. 利用期間：建設業務期間

ウ. 各種施工計画書の提出

事業者は、資料 7「現場説明書」に示す各種施工計画書を各提出時期までに市に提出し、その承認を得なければならない。

エ. 各種許可申請等の手続き

- (ア) 事業者は、本事業における建設業務に必要な諸手続を遅滞なく行うこと。また、円滑に建設業務を実施し、事業スケジュールに支障がないよう、関係機関との協議を適切に行うこと。各種許認可取得時には、市にその旨報告を行うこと。
- (イ) 事業者は、建設業務に伴い必要となる許認可申請を、関係機関と十分に協議し、事業者の責任により行うこと。許認可申請に必要な費用は事業者の負担とする。
- (ウ) 関係機関への各種申請等について、関係法令等に基づく全ての必要な手続のリストを作成し、事前に市の確認を受けること。

オ. 建設業務に関する調査

- (ア) 建設業務に必要な調査について、事業者は、関係機関と十分協議し実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。
- (イ) 調査を行うために申請手続が必要な場合は、適宜、実施すること。
- (ウ) 調査を行うに当たっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。
- (エ) 周辺道路は、事業者の提案に基づき測量・調査を実施すること。

カ. 建設業務に関する調査業務計画書の提出

事業者は、建設業務に関する調査業務計画書を作成すること。当該計画書は建設業務着

手前に市に提出し、その承認を得なければならない。

キ．建設業務に関する測量調査

市が提示する既存資料に基づき、適切に調査を実施すること。

ク．建設業務に関する調査業務の報告及び書類の提出

各調査を実施した都度、事業者は、報告書等を作成し市に提出すること。

ケ．着工前の書類の提出

事業者は、資料 7「現場説明書」に示す提出書類を各提出時期までに市に提出し、承認を得るものとする。

コ．工事写真

事業者は、資料 7「現場説明書」に示すとおり、工事写真（工事着工前、工事中及び完成後）を撮影すること。なお、次の事項を条件とする。

(ア) 市は工事写真を無償で使うことができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができる。

(イ) 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない。

a. 工事写真を公表する。

b. 工事写真を第三者に閲覧、複写させる。又は譲渡する。

サ．建設業務に必要な電気、水道、ガス等の調達

事業者は、建設業務に必要な電気、水道、ガス等は自己の責任及び費用において調達する。

シ．業務の報告及び書類の提出

事業者は、各種施工計画書に基づき定期的に市に対して建設業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、資料 7「現場説明書」に示す提出書類を各提出時期までに市に提出して承認を得るものとする。また、市は、その他必要に応じて成果品を求めることがある。

ス．仮囲いへの案内看板、仮設照明の設置

工事用の仮囲いの外側に庁舎周辺の案内看板の掲示及び歩行に支障のない照度で仮設照明を設置すること。なお、夜間においても仮設照明は点灯させておくこと。



- ・ 想定のご案内看板（W1,000×H1,000 程度 計 10 枚）
なお、デザインは市との協議により決定する。

セ．敷地内の植栽管理

残置する樹木については、必要に応じて剪定、害虫駆除・施肥、除草・草刈、灌水など実施し、事業者の責任において維持管理を行うこと。なお、過去に市が発注した年度間の維持管理業務においては、剪定（年 1 回）、害虫駆除・施肥（年 1 回）、除草・草刈（年 2

回)、灌水(7～8月に10回)を実施している。

ソ. 工事敷地の市民利用

建設業務期間中は、工事敷地内の一部を利用し、仮囲いの外を休憩スペースとするなど市民利用につながる活用を行うこと。なお、具体的な実施方法については市と協議すること。

タ. 仮囲い壁面の利用

教育・文化・観光等の振興や沿道の雰囲気づくりとして、建設業務期間中の仮囲い壁面を利用し、絵の飾り付けや季節に合わせた照明の設置などを行うこと。なお、具体的な実施方法については市と協議すること。

チ. 来庁者用仮設駐輪場の設置

建設業務期間中は、工事敷地内の一部を利用し、仮囲いの外に最低40台分の来庁者用の仮設駐輪場を設置すること。なお、配置等については来庁者の利便性を考慮すること。

ツ. 現場視察等の対応への協力

建設業務期間中、他都市自治体や議会等から現場視察や見学会等の要請があった場合、協力すること。

テ. 近隣住民、自治会等への説明の協力

工事に関する近隣住民、自治会等への説明及び調整等は市が実施する。なお、事業者は市からの要請に応じてこれに協力すること。

ト. 開業準備支援

事業者は、工事目的物の引き渡しまでに、市及び周辺施設の維持管理事業者に対する機器操作の説明会や申し送り等の開業準備支援を行うこと。なお、工事目的物の引渡し1か月前までには、施設の維持管理業者を決定する予定である。

ナ. 工事目的物完成時の検査等

工事目的物完成時の検査等は、以下の規定により実施する。

(ア) 事業者による完成検査

- a. 事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
※新庁舎内及び1期工事と連携・共有している機器や器具の試運転検査等は閉庁日に行うこと。
- b. 事業者は、完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施について、事前に市に書面で通知すること。
- c. 市は、事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転検査等に立会うことができる。
- d. 事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転検査等の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市検査員による中間技術検査

- a. 中間技術検査実施時期は、市と事業者にて協議して決定する。ただし令和14年3月中旬を期限とする。
- b. 中間技術検査の実施については、「岡山市工事検査規程」による。

(ウ) 市検査員による完成検査

- a. 市は、要求水準書に定める性能を満足することが確認された後、完成検査を実施する。
- b. 完成検査の実施については、「岡山市工事検査規程」による。

二. 留意事項

- (ア) 建設業務期間中は多数の工事関係者が現場に従事することになるため、周辺環境に与える影響が大きい。そのため、周辺道路の交通に留意し、事業地付近への時間的な車両集中の回避に努めること。
- (イ) 建設業務期間中の作業員の車両については、事業者の負担で別途駐車場を借用する等の対応を行い、周辺道路への駐車・停車等を行わないこと。また、近隣飲食店や現本庁舎東側の来庁者駐車場（岡山市北区大供一丁目 8 番 101）、分庁舎・保健福祉会館敷地内の駐車場への工事関係者の駐車は禁止とする。なお、工事関係者の自転車・バイク等についても、来庁者用駐輪スペースや職員駐輪場への駐輪は禁止する。
- (ウ) 工事車両の入退場時の交通負荷低減に留意すること。
- (エ) 工事の現場において濁水が発生した場合、事業者は関係機関との協議の上、関係法令等に則った排水方法により必要な防止対策を講じること。
- (オ) 建設業務に関する近隣からの苦情等については、事業者を窓口として、事業者の責任と負担において適切に対処すること。
- (カ) 近接する架空線等上空施設については、電線の管理者と協議し、必要に応じて防護措置を講ずること。その場合における費用は事業者が負担すること。

ヌ. 解体撤去業務の留意事項

- (ア) 解体工法は、周辺への騒音・振動負荷を軽減できる工法とし、油圧破碎機を用いた圧砕工法又は当該工法と同等以上の効果が期待できると市が認める工法を採用すること。重機は低騒音・低振動型を使用すること。
- (イ) 解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音パネルによる養生、散水等の処置を講じること。
- (ウ) 解体撤去に伴い発生するアスファルト塊・コンクリート塊等の産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
- (エ) ガス、水道、電気、電話、排水管等の設備については、工事着手前に調査をするとともに、各関係機関と連絡調整を行い、十分注意のうえ、解体撤去を行うこと。また、旧本庁舎への既存の電気引込線（特別高圧）の撤去に際しては、中国電力ネットワーク㈱と施工時期等の調整を行うこと。
- (オ) 解体撤去に伴い、予期されない地下埋設物などが出た場合は、市と協議し、指示を受けること。
- (カ) 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年建設経建発第 333 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。
- (キ) 解体材は全て場外搬出し、場内での処分は一切行わないこと。
- (ク) 産業廃棄物の処理に際しては、処理計画書等を作成し、市の承認を得ること。
- (ケ) 事業者が、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を処分業者に委託する際は、書面による委託契約とすること。その際、廃棄物処理の全過程を確認するために、事業者はコブリス・

プラスを採用すること。

- (コ) 事業者は既存施設の解体撤去に先立ち、適切な時期に、大気汚染防止法に基づき、アスベスト含有建材の事前調査を実施し、市に調査結果の説明（書面）を行うこと。また、その結果を石綿事前調査結果報告システム(gBizID)にて遅滞なく市に報告すること。調査の結果、アスベストの使用が認められた場合は、市と協議のうえ、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に基づき、事業者の責任において適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行うこと。なお、貸与資料3「(参考)岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図」、貸与資料4「岡山市庁舎解体撤去工事報告書(石綿分析結果報告書)」で把握できないアスベストの処理費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。
- (ク) 市の事前の調査で、既存施設において飛散性アスベストの使用を確認している（貸与資料3「(参考)岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図」を参照すること）。市で把握している飛散性アスベストの処理費用は事業者負担とする。
- (シ) PCB含有が疑われる建材及び機材については、含有調査や分析試験を行い、PCB使用の有無を確認したうえでリスト及び型番等の分かる写真を添付した報告書を提出すること。また、PCB含有が認められた建材及び機材については、関係法令に従い、飛散や流出のないよう適切な処置を施した上で、市の指示により、市の指定する場所へ保管する等の適切な処置を事業者負担で行うこと。なお、PCB廃棄物の処分は市が本事業とは別で行うものとする。
- (ス) パッケージエアコン等の業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）撤去の際は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」に基づき、適正に処理を行うこと。また費用については事業者負担とする。
- (セ) 解体撤去に伴い、旧本庁舎敷地内にある「政令指定都市」及び「岡山市庁」の石碑は、移設や再設置する場合であっても、ほぼ同位置に再設置すること。移設する場合は、破損しないように十分配慮すること。
- (ソ) 撤去又は取外ししたイオン化式感知器については、製造会社に返却すること。なお、製造会社が現存しない場合等は、(社)日本アイソトープ協会に引き渡すこと。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)
- (タ) 水銀使用の蛍光灯等の処理に当たっては、「水銀使用製品産業廃棄物」として適正に処分すること。
- (チ) 旧本庁舎地下1階喫茶店西側壁面飾り棚に設置してある備前焼タイルについては、できるだけ破損しないように取り外し、現場内に保管すること。

ネ. 周辺道路の施工に関する留意事項

- (ア) 周辺道路の整備は、「Ⅰ/3./ (8) 遵守すべき法令等」に示す岡山市土木工事共通仕様書に基づき実施すること。
- (イ) 周辺道路の施工に関する作業時間は、全て昼間施工とする。これにより難しい場合は、速やかに市と協議すること。
- (ウ) 拡幅部の施工は、車両（公用車等）の出入りがあるため、通行止めとならない施工計画を立てること。これにより難しい場合は、速やかに市と協議すること。

- (エ) 日々の作業が完了次第、都度、交通開放を行い、当該工事による一般交通への影響が最小限となるよう努めること。
- (オ) 周辺道路の施工にあたり、関係機関等からの時間的制約条件を付された場合は、市と協議すること。
- (カ) 事業者は、交通の円滑化を図るため、下記イベント期間中は通行規制を伴う工事を施工してはならない。

工事抑制イベント	期間
おかやまマラソン	年度ごとに別途通知（例年 11 月中旬）
うらじゃ祭り	年度ごとに別途通知（例年 8 月中旬）
ゴールデンウィーク	年度ごとに別途通知
お盆の帰省ラッシュ	年度ごとに別途通知
年末年始	年度ごとに別途通知

※工事抑制期間は上記期間を基本とするが、沿道状況及び地域特性等を考慮して期間を変更する必要がある場合は、市と協議の上、工事抑制期間を設定するものとする。

※工事抑制期間の他に、イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間が必要となった場合は、市と協議の上、工事抑制期間を設定するものとする。

- (キ) 周辺道路の整備に係る業務の実施にあたっては、関連する別途発注業務、関連工事と密に調整を行い、円滑に業務を進めること。現在想定している関連業務等は以下のとおりである。

- ・市道大供 14 号線、市道春日町 1 号線の車道舗装修繕
- ・県道大元停車場線の右折車線整備、自転車走行空間整備、電力地上機器移設（必要な場合）
- ・市道鹿田町 10 号線の下水道改修工事 等

- (ク) 周辺道路の完成後は、施設の所有権移転を行うこと。
- (ケ) 周辺道路の工事期間中に必要な調整を道路管理者や地域住民等関係機関と行うこと。
- (コ) 周辺道路の整備に伴い、道路占用物件が支障となった場合は、道路管理者及び占用物件の管理者とその占用物件の移設について協議を行うこと。（特に県道大元停車場線歩道内にある電力地上機器に注意すること。）

(3) 工事監理業務

ア. 業務の対象

各種関係法令を遵守し、要求水準書、建設工事請負契約書、事業者提案等に基づいた、本事業に必要な一切の工事監理業務。

イ. 基本的事項

- (ア) 事業者は、建設業務を対象に、工事監理者を設置し監理体制を整え、施設整備の目的を的確に把握し、本事業に関して設計図書の性能を実現するため、工事監理を行うこと。
- (イ) 建設業務（造園）は市が直接工事監理を行うため、市と協議のうえ、工事監理を円滑に行える体制を整えること。
- (ウ) 事業者は、資料 9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書及び同要領」により、工事監理

を行うこと。

- (エ) 事業者は、建設業務が設計図書等に適合していることを確認するとともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、品質管理に努めること。また、適切な指示を書面等により行うこと。
- (オ) 事業者は、工事目的物完成後の各種設備の点検・試運転に立会い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。
- (カ) 工事の進捗管理については、事業者が主体的に行うこと。

ウ. 業務計画書の提出

事業者は、工事監理業務計画書を作成すること。当該計画書は業務着手前に市に提出し、その承認を得なければならない。

エ. 工事監理報告書の作成及び提出

(ア) 工事監理月報の作成及び提出

事業者は、工事監理業務の内容を月報として整理し、定例会において市に当該内容を報告するとともに、管理技術者（工事監理）、統括責任者の押印がなされた当該月報を市に提出すること。

(イ) 工事監理報告書の作成及び提出

事業者は、資料 9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書及び同要領」により、工事監理報告書を 2 部作成し、市に提出すること。

(4) その他

ア. 周辺施設のブランディング

先進事例を踏まえ、周辺施設や本事業のイメージ戦略に基づく市民向け情報発信や周辺施設の魅力向上などに寄与するための周辺施設のブランディングに取り組むこと。

イ. 補助金等の申請に関する支援

- (ア) 事業者は、本事業に関して市が必要とする補助金等の申請に関する支援を行うこと。
- (イ) 庁舎前広場及び広場内建物では、国土交通省所管「優良建築物等整備事業（優良再開発型優良建築物等整備事業 市街地環境形成タイプ）」の活用を予定しているため、支援すること。
- (ウ) 上記はもとより、本事業において他の補助制度を活用する場合も、補助金申請等を支援すること。
- (エ) 事業者は、市の求めに応じ協議の上、補助対象事業費算出、出来高算出、各種図面などの資料作成を支援すること。
- (オ) 補助対象事業費算出について、補助制度に応じて、各年度に 1～2 回程度、費用や数量が分かる内訳書を作成すること。（優良建築物等整備事業では、社会資本整備総合交付金交付要綱付属編Ⅲ 表イ-16-（2）-1 の区分ごと）

参考：国土交通省所管「優良建築物等整備事業（優良再開発型優良建築物等整備事業 市街地環境形成タイプ）」の補助要件

- ・ 庁舎前広場及び広場内建物と新庁舎で一体的に、次の補助要件を満たすこと。
- ・ 地階を除く階数が原則として 3 階以上であること。

- ・耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。
- ・廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
- ・階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
- ・階段には、動作の補助のための手すりが設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- ・廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。
- ・敷地面積に対する割合 30%以上の空地の面積を確保すること。（絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計（重複して積算して良い。）、貸与資料 14「（参考）空地算定資料」参照）なお、一般に見やすい場所に空地を図示した、標示板を設置すること。標示板は原則として2箇所以上設置し、標示板の寸法は縦 40cm × 横 50cm 以上で、その材質はステンレス等の耐候性、耐久性に富んだもので堅固に固定されたものとする。
- ・敷地は、原則として幅員 6m以上の道路に 4m以上接すること。
- ・建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
- ・建築物は、原則として ZEB 水準（「ZEB Oriented」水準）に適合すること。

III 施設等の要求性能

1. 共通事項

(1) 1 期工事との関係

- ア. 資料 4「施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意すべき事項」、資料 5「設備概要」及び貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」の記載事項に十分留意するとともに、以下の機能や仕様を踏まえた計画とすること。
- イ. 1 期工事で整備した案内サイン及び点字ブロックについても更新・増設を行うこと。
- ウ. 1 期工事で設置した西側ロータリー仮設守衛ボックスは、駐車場の機能を停止しないように、新設する守衛室に機能を移管するとともに、仮設守衛ボックスの撤去及び仕上げの修繕等を行うこと。
- エ. 2 期工事で整備する駐車場のプランにより、1 期工事で整備した駐車場の使い方が変更になると想定されることから、1 期工事で整備した駐車場部分も含めた全体で、路面標示（矢印や公用車駐車枠など）やカーブミラー、サイン等の整備や改修を行うこと。
- オ. 2 期工事で整備する駐車場プラン及び 1 期工事で整備した駐車場も含め必要に応じて交通解析等を実施し、関係部署との協議並びに警察協議を行うこと。その結果を基に、駐車場プランを確立させること。
- カ. 電気設備や機械設備の、新庁舎から周辺施設への増設（接続）や切替調整において、新庁舎の利用者・新庁舎で働く職員の利便性を阻害しないような計画とすること。

(2) 社会性

- ア. 多世代が気軽に立ち寄り、憩うことのできる施設とすること。
- イ. 様々な利用者がそれぞれの居場所をみつけることができ、快適に利用できる施設とすること。
- ウ. 大供公園、庁舎前広場、新庁舎とのコラボレーション機能をひな壇状に連続させ、様々な特徴を持つ場を提供することで、市民の多様な活動を受け入れられるような施設とすること。
- エ. 建設段階も含め、騒音・振動・粉塵・臭気等、利用者や周辺住民に対し十分に配慮した施設とすること。

(3) 景観・植栽

- ア. 庁舎前広場及び大供公園によって、市の景観をリードする施設とすること。
- イ. 大供公園を介して JR 岡山駅方向を臨む、また、岡山の地形や西川緑道公園との共存を感じることのできる広場とすること。
- ウ. 低木、中木、高木をバランスよく配した、緑の連続性を生み出す岡山らしい景観を形成すること。将来にわたって成長する緑の連続性を確保すること。
- エ. 大屋根ひろば、段々ひろば、大供公園との植栽の連続性を考慮したデザインとすること。
- オ. 憩いの場となるように居心地の良い緑陰空間を形成すること。
- カ. 夜間の安全性や近隣への光害に配慮するとともに、夜間の景観形成に配慮して整備する

こと。

(4) 庁舎前広場と大供公園の一体的な利用イメージ

- ア. 多様な利用者の視点を意識し、利用者にとって親しみやすい施設とすること。
- イ. 広場や傾斜にあるベンチに座り、あたりを見渡しながらくつろぐことができ、大供公園のイベントを観覧できる施設とすること。
- ウ. 大供公園で遊ぶ子どもを、段々ひろばから保護者が見守れるよう、見通しを考慮すること。
- エ. 緑の連続性の確保に当たっては、個人や少人数の居場所の確保、イベント会場としての利便性・汎用性、利用者の安全性、維持管理の効率性、ライフサイクルコストに配慮された計画とすること。
- オ. JR 岡山駅方向からの来訪者は、シームレスに大供公園に入ることができ、景観の変化を感じながら段々ひろば、大屋根ひろばを介して新庁舎にアクセスできるものとする。
- カ. 新庁舎および周辺施設の一体性（新庁舎 6 階屋上テラスと広場の緑の連続性）を創出するための植栽を配置すること。

(5) 庁舎前広場と大供公園の活用

- ア. 小規模なイベントから、演奏会、展示会、マーケット、パブリックビューイング、ステージイベントなど、イベントで多くの人が集まることができる多目的な空間とすること。
- イ. 旧本庁舎北側の駐車場にて毎年開催されていた BMX 大会等の開催を想定し、BMX 大会やその他スポーツイベント等の会場が設営可能なスペースを庁舎前広場の多目的スペース（1 階平面）に整備すること。
- ウ. BMX 大会時は地面にコンクリートパネルを設置するため、大会実施スペースは段差が生じにくく固い材質とするとともに周囲と調和した仕上げとすること。
- エ. パブリックビューイング実施のためのトラックビジョンが進入すること等開催イベントに応じた耐荷重を想定した仕上げとすること。

(6) 環境保全性

ア. 環境負荷低減

- (ア) カーボンニュートラル社会の実現に向け、周辺施設において合理的に実現可能な具体的目標を提案し、市と協議のうえ定めた当該目標を実現できる計画とすること。1 期工事で整備する新庁舎は、設計段階において ZEB Ready の第三者認証を取得している。（令和 4 年 5 月）
- (イ) 将来における建物改修費、廃材抑制についても配慮した計画とすること。
- (ウ) 省エネルギー・省資源に繋がる施設とし、ライフサイクルコストおよび環境負荷の低減に寄与する計画とすること。
- (エ) 周辺施設全体で効率的・効果的なエネルギーマネジメントを行うことの出来る施設とすること。
- (オ) 「岡山市内の建築物等における県産材等の利用促進に関する方針」に基づき、内装等は木質化に配慮すること。

イ. 長寿命化

- (ア) 周辺施設の位置する気候条件や外部環境条件を十分に検討し、耐久性や更新性に配慮された施設とすること。
- (イ) 利用者の利便性・安全性の確保及び市民にとって誇れる施設になるよう、施設としての品格とメンテナンス性を両立させる建材選定・施設とすること。

ウ. 建設副産物

- (ア) 建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化に努めること。
- (イ) オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制等に努めること。

エ. エコマテリアル

- (ア) 再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。

オ. 緑化の推進

- (ア) 周辺施設の各エリアの利用形態に応じ、プライバシーの確保や落ち着いた空間を形成するため、緑化を推進すること。
- (イ) 樹木は、周辺施設の位置する気候条件や外部環境条件を踏まえ、適切な樹種を選定すること。
- (ウ) 緑化計画は全て、メンテナンス性やライフサイクルコストに配慮すること。

カ. 県産の建材の使用

- (ア) 積極的に県産の建材の活用を図ること。

(7) 防災性

ア. 地震対策

- (ア) 施設として十分な耐震性を確保し、利用者及び新庁舎で働く職員の安全を確保すること。
- (イ) 非構造部材や備品等についても適切な落下防止措置又は落下防止対策を講じること。

イ. 火災対策

- (ア) 燃えにくく、燃焼時に有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災・防火設備を設置すること。

ウ. 風対策

- (ア) 周辺施設の位置する気候条件や外部環境条件を踏まえ、想定される風害に対し適切な対策を行うこと。

エ. 浸水対策

- (ア) ハザードマップの浸水深を考慮のうえ、可能な限り浸水被害を抑制することができる対策を行うこと。

オ. 雨水対策

- (ア) 周辺施設の敷地周囲の雨水処理に関しては、岡山市下水道河川局策定の「雨水流出抑制対策の手引き」に基づき、屋根面雨水についてはピット階に雨水抑制槽を設置し、屋外部分は雨水貯留施設及び浸透施設により流出量を抑制し排水するなどの配慮を行うこと。
- (イ) 庁舎前広場及び広場内建物と、大供公園のそれぞれにおいて対策雨水量を計算し、貯留・

浸透対策を講じること。

カ. 緊急時対策

- (ア) 周辺施設内外において、災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線にも配慮すること。
- (イ) 急病人搬送動線にも配慮すること。

(8) 防犯性・安全性

ア. 防犯性

- (ア) 周辺施設にとって効率的・効果的な防犯設備を計画すること。
- (イ) 管理上必要な門扉、柵等を設置すること。
- (ウ) 監視カメラは事業者提案により計画し、市と協議のうえ決定すること。

イ. 安全性

- (ア) 利用者が安全で快適に周辺施設を利用できるよう、十分な安全性能を確保すること。
- (イ) 非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- (ウ) 駐車場からの出入口は安全性に配慮し、利用者が視認しやすい形態とすること。

(9) 機能性

ア. 利便性

- (ア) 周辺施設を利用する全ての利用者にとって安全かつ快適・円滑な活動空間の整備を図るため、ユニバーサルデザインを導入すること。

イ. サイン計画

- (ア) 多様な利用者の利便性に配慮された通路、設備、案内サイン等の計画とすること。
- (イ) 新庁舎、庁舎前広場、広場内建物、大供公園のデザインと調和した計画とし、表示内容、表示方法（フォント、標準案内用図記号、色調）などデザインの整合をとること。
- (ウ) 主要なサインは多言語表記とすること。基本は日本語と英語とし、必要に応じて中国語（簡体）、韓国語を加えること。
- (エ) サインは耐候性に優れた仕様とすること。

ウ. 熱中症対策等

- (ア) 夏季イベント時にイベント事業者へ仮設のミスト発生装置等の設置を求めるため、装置へ給水するための一次配管の整備及び装置設置用のオープンスペースを庁舎前広場又は大供公園に確保すること。なお、水景施設は設けないこととする。
- (イ) 熱中症対策のための日陰スペースを設けること。（仮設タープやサンシェードなどを含む。）

エ. シェアサイクル（ももちゃり）

- (ア) シェアサイクルポートを整備する予定である。詳細な範囲、当該エリアの仕上げについては設計協議内にて決定する。（位置については資料4「施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意すべき事項」参照）
- (イ) 必要台数は市からの指示による。シェアサイクルポートの機器等の設置にかかる工事は別途発注予定である。

(10) 経済性・保全性

ア. 耐久性

- (ア) 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
- (イ) 周辺施設の利用形態に応じた耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。
- (ウ) 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレックス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修繕が容易な計画とすること。
- (エ) 将来の大規模改修を見据え、改修費の低減を図ることができるような、構造・仕様とすること。

イ. 保守の作業性

- (ア) 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等を確保すること。
- (イ) 内外装や設備機器については、清掃及び点検・保守等が容易で効率的に行えるものとする。
- (ウ) 設備機器等は、極力汎用品から選択するとともに、更新スペースの確保など、更新作業の効率性に留意したものとする。

(11) 補助要件への適合

市が活用する補助制度の補助要件を満たした施設とすること。なお、現在活用を想定している補助要件は、「II/2. /(4)その他/イ/(オ)」を参照すること。

2. 広場内建物の性能

(1) 建築計画

ア. 配置計画

- (ア) 敷地の東西が前面道路に接道していることや北側に大供公園の整備を含めた計画であることを踏まえ、「II/ 1. /(1)施設整備方針」を実現できる配置計画とすること。
- (イ) 敷地東側は、敷地境界線から敷地側 1 m以内に構造物・緑地は設けないこと。

イ. 自動車等の車両出入口

- (ア) 各種法令・基準等を遵守のうえ、利用者にとってわかりやすく、安全性に配慮された位置に自動車等の車両出入口を設けること。

ウ. 景観・意匠計画

- (ア) 外観、高さ、色調等において周辺環境・景観との調和を図ること。
- (イ) 周辺からの建物の見え方に配慮した計画とすること。
- (ウ) 照明計画については、貸与資料 13「夜景照明イメージパス」及び新庁舎整備課ホームページを参照のうえ、提案すること。

新庁舎整備課ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000013442.html>

エ. 各エリア計画

(ア) 以下の機能や仕様を踏まえた各エリアの計画とすること。

導入機能 各エリア	要求水準
駐車場	【全般】 a. 1 期工事で整備する部分も含めた建物敷地全体で必要台数（●台以上）を確保すること。 b. 駐車場及びその出入口について、駐車場法、道路法、道路交通法、岡山市建築基準法施行条例等の関係法令に適合させること。 c. 混雑時や緊急時においても公用車と一般車の動線を分けたスムーズな入出庫が可能となるよう配慮すること。 d. 入庫ゲート前には適切な待機スペースを設け、公道の交通安全に支障ないつくりとすること。当該空間は新庁舎と多目的スペース（1 階平面）・大供公園をつなぐ歩行者動線を踏まえた舗装等とすること。 e. 1 階駐車場は、平時は来庁者用駐車場で、災害時には支援物資の集積場とすることも可能な計画とすること。 f. 駐車場内の歩行者動線及び車両動線は、安全かつ効率的に移動できる計画とすること。 g. 各エレベーターホール付近に、歩行者動線等を配慮し精算機を設置すること。 h. 駐車場案内・誘導、満車・空車情報、フロア案内等、必要なサインを適切に設置し、安全性及び利便性を高めること。 i. 駐車場内及び出入口の見通しを確保し、また死角のない計画とすること。 j. 入出庫管理や出庫時の精算がスムーズに行われるよう配慮すること。 k. 車椅子用の駐車スペースを確保すること。 l. 多様な車種に対応するため、できるだけ駐車場内の有効高さを確保すること。 m. 東側ゲート前での渋滞を緩和するため、入庫時間の短縮が可能なチケットレスシステムなどの採用を検討すること。 n. 東側道路での入庫待ち車両が発生した場合にも円滑な交通を確保するため、東側道路内に右折レーンを設けるなどの対応を検討すること。 【具体的な整備内容】 a. 駐車場は 1 階、地下 1 階及び地下 2 階に整備し、1 期工事の地下駐車場と地下 1 階及び地下 2 階で接続させること。接続部分について、新庁舎地下北面に仮設の山留壁及び仮設壁がある（貸与資料 10「（参考）1 期工事施工図」参照）ため、撤去を行うこと。詳細な撤去範囲については、取り合い条件（1 期工事の施工精度確認など）を整理した上で、撤去範囲を確定させること。 b. 2 期工事で整備する駐車場の整備台数は 270 台程度とすること。なお、駐車場内の一定範囲には、都市計画決定（資料 3「（参考）都市計画の概要を示す図書」を参照）により、約 300 台分（250 台以上）の駐車場を整備することが定められていることを考慮して整備すること。 c. 地下 1 階、地下 2 階には、公用車と一般車の利用範囲を区分するため、1 期工事範囲を含め路面標示を再整備し、また、利用範囲の境にはゲートやバリカー等で一般車両の誤進入対策を行うこと。バリカーやゲート設置位置は操作車両の停車スペースを考慮し、他の車両の通行に支障ないよう整備すること。1 期工事で整備する新庁舎地下 1 階駐車場の特定公用車エリアには防犯対策として機械警備設備（別途発注予定）を据え付けるため、配線用の空配管等を整備すること。 d. 地階駐車場出入口は、スロープにシャッターを設け夜間は施錠し、車両・人ともに侵入できないものとする。

	e. 1 階駐車場出入口のゲート部には、ボラードやチェーン等で車両の侵入に対応すること。その他の通路は原則として人の通行は常時可能とすること。 f. 1 階駐車場は、新庁舎 1 階ロータリー東側に駐車場臨時出入口を設けること。ゲートや発券機は設けず、ボラードやチェーン等で管理すること。 g. 駐車場の出入口（隅切り部分を含む）は、横断歩道から 5m 以内に設けてはならない。 h. 多目的スペース（1 階平面）及び大供公園に面した軒下スペースを整備すること。当該空間は、駐車場やエレベーターへの通路となることや、多目的スペース（1 階平面）でのイベント開催時に日よけスペースとなることを想定している。なお、軒の北側端は段々ひろばの下端と揃うよう整備すること。 i. 階高、高さ制限は 1 期工事の整備内容に合わせること。 ・階 高 地下 1 階 階高：4,350mm、地下 2 階 階高：3,900mm ・高さ条件 地下 1 階：車両高/泡消火ヘッド 下端 2,400mm / 2,500mm 地下 2 階：車両高/泡消火ヘッド 下端 2,250mm / 2,350mm 【緊急時・災害時の対応】 a. 地下部分の入口等は、止水板の設置など、浸水対策を行うこと。また、排水ポンプを設置する等の排出対策を講じること。 b. 地下ピットの雨水排水・湧水ポンプは災害時に稼働出来るようにすること。 c. 地下駐車場内の換気設備は、災害時に 50%程度稼働出来るようにすること。
駐輪場	a. 新庁舎 1 階ロータリーと駐車場の間に整備すること。 b. 駐輪台数は 180 台程度を確保すること。 c. バイクや電動自転車の駐輪にも配慮すること。 d. 駐輪場案内・誘導等、必要なサインを適切に設置し、安全性及び利便性を高めること。 e. 駐輪場出入口の見通しを確保し、また死角のない計画とすること。
備蓄倉庫	a. 有事に備えて非常用食糧・応急救助物資等を備蓄するため 1 階へ防災専用の倉庫（230 m²程度）を設置し、災害時には備蓄物資を大供公園に人力でも搬出しやすい位置に配置すること。 b. 備蓄物資の搬出入動線は、混線しないように 1 方向動線を構築すること。
トイレ	【全般】 a. 周辺施設を利用する全ての人が利用できるよう、1 階及び中 2 階にトイレを設置すること。 b. 1 階に男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレを 1 箇所ずつ整備すること。 c. 中 2 階（段々ひろば階段下）に男子トイレ、女子トイレを 1 箇所ずつ、およびバリアフリートイレを 2 箇所整備すること。 d. バリアフリートイレはオストメイト対応設備、多目的シート等、多様性に配慮した構成とすること。 e. 障がい者や子ども連れなど多様な利用者に配慮した計画とすること。 f. 便器は洋式とし、便座は基本的に温水洗浄暖房便座・擬音装置付きとすること。 g. 夜間はドアを施錠し管理できるようにすること。シャッターは原則設けないこと。 【洗面・便器数】 a. 1 階トイレは、男子大便器 2、男子小便器 3、男子手洗い 3、女子大便器 4、女子手洗い 3 個以上とすること。 b. 中 2 階トイレは、男子大便器 2、男子小便器 2、男子手洗い 2、女子大便器 3、女子手洗い 3 個以上とすること。
ごみ置場	a. 多目的スペース（1 階平面）近辺に、可燃ごみ置場（生ごみなどの臭いが周囲に出ないように対策すること）、粗大ごみ置場（高さのあるごみを置くためメッシュフェン

	スで囲う（年2回程度回収））、資源化物回収所を整備すること。 b. a.の配置条件として、多目的スペース（1階平面）での収集車両の方向転換が可能であること。また、歩行者動線との交錯を極力避けるため収集車両と回収所の動線は短くし、動線上は段差なく舗装すること。 c. 可燃ごみ置場及び資源化物回収所は、水洗い対応可能な仕様とし、近くに水栓を設けること。 d. 収集作業のために雨よけスペースの底を設けること。 e. 回収車両の動線や、駐車場・多目的スペース（1階平面）、公園の設えに配慮した配置計画とすること。 f. 資源化物回収所の規模、仕様条件 ① 面積：24㎡程度 ② 外装：屋根あり、三方は壁、正面はフェンス囲い、扉鍵付き ③ 高さ：制限はないが、間口以上のものが望ましい。 ④ 間口寸法：2.0m以上×2.0m以上（開口は間口が広い側） ⑤ 床仕上げ：床仕上げはコンクリート等、舗装していること。 g. 段差対策や標示の擦り切れ対策として、作業動線上の舗装に路面標示等がないこと。
守衛室	a. 駐車場の警備や車両の通行を誘導するために、新庁舎1階ロータリー西側出入口付近と東側出庫用ゲート付近に守衛室を整備すること。 b. 1期工事にて新庁舎1階ロータリー西側入口付近に仮設守衛ボックスを設置しており、その機能を本事業にて整備する守衛室に移すこと。詳細は貸与資料5「1期工事との取り扱い条件等」を参照のこと。
その他	a. 雨水貯留槽、消防用水、電気・機械室、倉庫等、要求水準達成のために必要な諸室を設けること。 b. 雨水のオーバーフローを防ぐため、雨水貯留槽満水時に、自然放流に切替える事が出来る電動ゲート弁を雨水貯留槽流入口に設けること。 c. 雨水貯留槽に貯留した雨水は、植栽の散水用として再利用できるようにすること。 d. 地下2階駐車場から、1階まで通ずる階段及び乗用エレベーターを2箇所（東西各1箇所）整備し、大屋根ひろばまで通ずるようにすること。 e. 1期工事で整備するロータリー部分が2期工事の増築により内部化された場合、エントランスホール等を加えた面積区画が3000㎡を超過するため、2期工事において防火シャッターを設置し、ロータリー部分の最大区画を3000㎡以内とするように整備すること。（区間位置については貸与資料5「1期工事との取り扱い条件等」参照）併せて、駐車場（駐輪場を含む）とその他の部分を区画する異種用途区画にも配慮した計画とすること。 f. 1階の大供公園に面した休憩スペースとなるよう、公園と連携した設えの東屋空間を設けること。 g. ロータリーには、40台程度のシェアサイクルポート用スペースを整備するスペースを確保すること。

(2) 構造計画

ア. 耐震安全性能

- (ア) 構造設計に当たっては、「建築基準法」による他、「岡山県建築物耐震対策等基本方針」および「市有建築物の耐震設計基本方針」に基づき、次の耐震安全性を確保すること。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類

建築非構造部材	上記基本方針による
建築設備	乙類

- (イ) 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

イ. 耐久性能

- (ア) 計画供用期間とコンクリート強度

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度
標準	65 年	24N/mm ²

ウ. 設計荷重

- (ア) 積載荷重

(単位 N/m²)

用途	床・小梁用	骨組用	地震用
備蓄倉庫	7,800	6,900	4,900
駐車場等	5,400	3,900	2,000
屋外機置場	実施設計において、実情に応じて算定。		
段々ひろば、大屋根ひろば	使い方等の条件により、実情に応じて算定。		

- (イ) 設計用積雪荷重

- ・比重 $\gamma=20$ (N/m²・cm)
- ・積雪深 $h=26.3$ (cm) と設定する。
- ・設計用積雪荷重 $W=\gamma \cdot h=526$ (N/m²) $\Rightarrow 600$ (N/m²)

- (ウ) 設計用風荷重および設計クライテリア (地表面粗度区分は「Ⅲ」)

レベル		一次設計 (再現期間：50 年)	二次設計 (再現期間：500 年)
基準風速		32 m/sec	40 m/sec (=32×1.25)
設計クライ テリア	構造骨組	応力が短期許容応力以内	応力が弾性限耐力以内
	非構造部材	損傷が生じない	脱落が生じない

- (エ) 設計用地震荷重および設計クライテリア (地域係数は $Z=0.9$)

レベル		一次設計	二次設計
標準せん断力係数		0.2	1.0
設計クライ テリア	構造骨組	応力が短期許容応力以内	保有水平耐力が 必要保有水平耐力以内

	非構造部材	損傷が生じない	脱落が生じない
--	-------	---------	---------

エ. 耐久性能

- (ア) 本書に記載のない事項は、(一社)日本建築学会諸基準を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。

オ. 基礎構造

- (ア) 上部構造は、「鉄筋コンクリート造」を想定している。
- (イ) 基礎は、GL-10m 付近から出現する「砂礫層」を支持層とした「直接基礎」を想定している。
- (ウ) 既存庁舎の地下躯体を一部残置し、土留め壁として有効利用することで解体時の周辺地盤への影響を抑えるとともに解体費用の削減を図ること。

(3) 設備計画

ア. 電気設備

(ア) 一般事項

- 貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」の記載事項に十分留意すること。
- 電源は広場内建物に本事業で整備する受変電設備から送電すること。
- 配線はエコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- 盤類・機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- 各諸室、エリアの利用形態に応じ、系統分け及びゾーニングを行うこと。

(イ) 電灯設備

- 各所に必要な電灯盤を設置すること。
- 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED 照明等）を採用すること。
- 配置器具は、容易に保守管理及び交換ができるよう配慮すること。
- 各諸室、エリアの用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 照明器具は適切な位置に適した数を設置すること。
- 非常照明、誘導灯等はバッテリー内蔵型器具とし、関係法令等に基づき設置すること。
- 吹抜等高所にある器具に関しては、長寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に保守管理ができること。
- 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- 照明設備は、各諸室、エリアにおいて操作できるものとし、エレベーターホールに設置する照明器具については人感センサー制御可能な構成とし、1 期工事で整備する新庁舎中 2 階の中央管理室（以下、「新庁舎中央管理室」という）内照明センター装置

で中央管理ができること。また、グラフィック画面の修正を行うこと。

- j. 各室の設計照度は、JIS 等の基準に準拠して決定すること。
- k. 1 期工事で整備する新庁舎 2 階の風除室（以下、「新庁舎 2 階風除室」という）等に非常照明、誘導灯を整備すること。
- l. コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に適した数を配置すること。また、盗電対策を行うこと。
- m. 非常コンセントを関係法令に基づき設置すること。
- n. 新庁舎中央管理室内中央監視装置において、広場内建物の分電盤の警報、状態を監視するとともに、必要に応じて計量等を行えるよう整備すること。
- o. 駐車場の照明、コンセントの全数のうち 4 分の 1 は商用電源停電時にも使用できるよう整備すること。

(ウ) 動力設備

- a. 各所に必要な動力制御盤を設置すること。
- b. 動力盤は原則として機械室内に設置すること。
- c. 空調設備、ポンプ類、換気設備等必要な設備に電力を供給すること。
- d. 高調波対策に留意すること。
- e. 新庁舎中央管理室内中央監視装置において、広場内建物の動力盤の警報、状態を監視するとともに、必要に応じて計量等を行えるよう整備すること。
- f. 駐車場の換気設備の全数のうち半数は商用電源停電時にも使用できるよう整備すること。
- g. 湧水ポンプ、雨水排水ポンプは商用電源停電時にも使用できるよう整備すること。

(エ) 受変電設備

- a. キュービクル式受変電設備を広場内建物内へ設置し、受電・変電し、各設備へ配電すること。
- b. 1 期工事で整備する新庁舎 5 階の電気室内受変電設備「高圧饋電盤No.11」から分岐し、電源供給を行うこと。
- c. 情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- d. 浸水による被害を防止するため、GL+3m 以上の高さに配置すること。
- e. 設置場所の周辺はフェンス等で囲い、関係者以外が立ち入らないよう安全性に配慮すること。
- f. 耐震、防振対策を施すこと。
- g. 必要に応じて無停電電源装置等を設置すること。
- h. 高調波対策に留意すること。
- i. 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- j. 将来更新及び負荷増設に対応できるスペースを確保すること。またキュービクル箱体は変圧器の容量増を見越したサイズを計画すること。
- k. 絶縁監視装置を設置し、無停電での絶縁劣化監視が行えるようにすること。
- l. 変圧器は原則としてトップランナー変圧器を採用すること。
- m. 新庁舎中央管理室において受変電設備の運転表示、故障表示、計測表示等の情報を集

中監視できるよう整備すること。

(オ) 静止形電源設備

- a. 停電によりシステム障害等が想定されるコンピュータ等の電力使用機器には無停電電源装置を設置すること。

(カ) 構内電話交換設備

- a. 広場内建物の守衛室 2 箇所に配線を敷設し、電話端子、電話機を設置すること。
- b. 1 期工事で整備する新庁舎 2 階及び 1 階の HUB から、新庁舎の系統に接続すること。

(キ) 情報表示設備

- a. 広場内建物の守衛室、エレベーターホールに時刻合わせが不要な時計を設置すること。

(ク) 拡声設備

- a. 消防法に基づく非常放送設備と業務放送設備を適切に設置すること。放送は 1 期工事で整備する新庁舎 1 階の電話交換室および広場内建物の守衛室から行えるよう整備すること。
- b. 各諸室、エリアの用途と適性、吸音性能等を考慮し、明瞭に聞き取れる設備計画とすること。
- c. 放送エリアの選択範囲などの詳細は、契約後市と協議の上、調整を行うこと。

(ケ) 誘導支援設備

- a. バリアフリースイレに押釦を設け、異常があった場合、呼出表示装置によりトイレ外部に向けて知らせる設備を整備すること。同時に表示窓の点灯と警報音等により 1 期工事で整備する新庁舎 1 階の警備員室（以下、「新庁舎警備員室」という）および新庁舎中央管理室に知らせ、通話ができる設備を整備すること。
- b. 新庁舎 2 階風除室 2 箇所の屋外壁にカメラ付ドアホン及び身障者用呼出釦を設置すること。呼出先は新庁舎 1 階の総合受付及び新庁舎警備員室とする。
- c. 新庁舎 2 階風除室 2 箇所に、誘導支援チャイム用スピーカを設置すること。また、新庁舎中央管理室内総合盤に音声標識ガイド装置を組み込むこと。
- d. 新庁舎 2 階風除室 2 箇所に、利用者が携帯する小型送受信機と連携するための音声誘導システム用の送受信アンテナユニット、屋内天井埋込スピーカを設置すること。また、新庁舎中央管理室内総合盤に音声案内装置を組み込むこと。
- e. ユニバーサルデザインの観点より、視覚障害者のための音声誘導装置等の誘導支援設備を設置し、利用者が安全かつ円滑に利用できるようにすること。
- f. 車椅子駐車場にドアホン、新庁舎警備員室にインターホン親機、1 期工事で整備する新庁舎 1 階の総合受付にインターホン子機を設置し、通話ができるよう整備すること。

(コ) 監視カメラ設備

- a. 駐車場（1 階、地下 1 階、地下 2 階）の防犯用に必要な数の監視カメラを設置すること。
- b. 設置箇所については、各エリアに合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とす

る。

- c. 新庁舎警備員室および新庁舎中央管理室および広場内建物の守衛室 2 箇所でモニターによる常時監視を可能とすること。撮影内容は録画できるものとし、録画時間（容量）は接続する全ての監視カメラの映像を 7 日間以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。
- d. 監視カメラは夜間の監視も可能なものとする。

(サ) 自動火災報知設備

- a. 関係法令等に基づき、感知器等を必要な箇所に設置すること。また、既設 PC 画面のグラフィックの修正も行うこと。

(シ) 電気自動車用充電設備

- a. 駐車場 1 階に、電気自動車の充電のための 6kW 普通充電器を 4 台設置し、課金対応可能な構成とすること。

(ス) 駐車場管制設備

- a. 有料駐車場システムを導入し、ゲート、発券機、満空表示、出庫表示灯、精算機等の駐車場管制設備を整備すること。1 階駐車場満車時に地下駐車場へ円滑に導くようなシステム構成、配置とすること。入出庫や出庫時の精算がスムーズかつ安全に行われるよう配慮すること。
- b. 1 期工事で整備する新庁舎の駐車場（以下、「新庁舎駐車場」という）1 階に設置している地下への入口ゲートを新庁舎駐車場地下 1 階へ移設すること。
- c. 駐車場 1 階ロータリー西側入口付近に満空表示灯（表示盤）を新設すること。その際、新庁舎中央管理室内駐車場信号制御盤から既存の配線（制御線、電源線）を使用し、新設する満空表示灯に接続すること。

(セ) 雷保護設備

- a. JIS Z 9290-3：2019 における雷保護レベルⅠに応じた外部・内部雷保護システムを構築し、低圧用 SPD 及び通信用 SPD を必要箇所に設置すること。
- b. 新庁舎と構造体で接続すること。

イ. 機械設備

(ア) 一般事項

- a. 貸与資料 5「1 期工事との取り扱い条件等」の記載事項に十分留意すること。

(イ) 空気調和設備

- a. 各エリアの用途に応じ、室内環境を考慮した空調方式を採用すること。方式は、事業者の提案による。（資料 5「設備概要」に記載されているものを除く。）
- b. 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。
- c. 屋外機の位置は、周囲への影響等を考慮すること。

(ウ) 換気設備

- a. 各エリアの用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。（資料 5「設備概要」に記載されているものを除く。）
- b. 各エリアについて臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分考慮し、

対策を施すこと。

- c. 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。
- d. 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響及びショートサーキット等を考慮すること。

(エ) 排煙設備

- a. 地下1階、地下2階駐車場の排煙設備は、新庁舎駐車場内排煙系統に接続すること。
- b. 1階駐車場は建築基準法上の有窓階で計画し、自然排煙とすること。

(オ) 自動制御設備

- a. 新庁舎中央管理室において各種設備機器の運転監視・操作・制御を可能とすること。
中央監視装置のポイント数が不足する場合は、ポイント追加のソフトウェア改造を見込むこと。
- b. 各種設備機器の運転は、スケジュール設定が可能なものとすること。

(カ) 衛生器具設備

- a. 清掃等、維持管理を考慮した計画とすること。
- b. 高齢の人や障がいのある人など、幅広い世代の多くの人が使い易い器具とすること。
また、自動水栓等の節水型の器具を採用すること。

(キ) 給水設備

- a. 1期工事で整備する新庁舎引込管（150A）から分岐して引き込むこと。既設水道メーター（40A×1）の再利用を前提とした計画とすること。
- b. 受水槽方式とすること。受水槽は二槽式とし、緊急遮断弁と緊急用給水栓を設置すること。
- c. 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- d. 庁舎前広場及び広場内建物の利便性・快適性の向上や、イベント等への貸し出し支援を図るための給水設備を整備すること。なお、庁舎前広場内各所から給水できるよう分散して整備すること。
- e. 以下の設備を整備すること。

導入機能・設備	概要
灌水設備	植栽管理に供するよう灌水設備等を設置する。

(ク) 排水設備

- a. 排水インフラ状況、関連法令及び岡山市が策定する下水道排水設備審査及び設計基準（最新版）を踏まえ、適切な排水方式に基づく計画とすること。
- b. 計画敷地内の排水については、下水・雨水の分流化を図ること。
- c. 汚水排水は原則、自然流下とし、困難な排水および湧水はポンプアップにより排水すること。
- d. 車両動線上にあるマンホール等の蓋は、車両荷重を考慮した仕様とすること。

(ケ) 給湯設備

- a. 必要に応じて設置すること。

(コ) 消火設備

- a. 消防法等の規定に基づいて消火設備を設置すること。

- b. 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備、連結送水管については新庁舎駐車場用の消火設備と共有する計画とすること。
- c. 階段室に近接する形で、連結送水管の放水口と非常用コンセントを設けること。附室を設ける場合は、附室に放水口と非常用コンセントを設けること。
- d. 消防用水 20t（地中埋設式）を、2 期工事で整備する防火対象物を包含できる位置に設置し、近くに散水栓を設けること。

(サ) ガス設備

- a. 必要に応じて設置すること。

(シ) エレベーター設備

- a. 高齢者、障がい者等の円滑な移動に配慮するため、地下 2 階駐車場から、大屋根ひろばまで通ずる乗用エレベーターを 2 基（東西各 1 基）整備する。また、屋外の停止階には雨よけの庇を設けること。
- b. 守衛室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- c. 利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- d. 2 期工事で整備するエレベーターの運転監視を、新庁舎中央管理室内既設監視盤で行えるよう整備すること。既設監視盤内に将来用の端子台を見込んでいる。既設監視盤 PC 画面のグラフィックの修正も行うこと。

(4) その他

ア. AED 設置スペース

- (ア) 各階に 1 箇所以上、視認し易い位置に AED（自動体外式除細動器）を設置するスペースを設けること。

3. 庁舎前広場の性能

(1) 配置計画

ア. 配置計画

- (ア) 多目的スペース（1 階平面）を除く庁舎前広場が駐車場等の広場内建物の屋上にあることや南側の新庁舎建設・北側の大供公園再整備を含めた計画であることを踏まえ、「Ⅱ/1. /(1)施設整備方針」を実現できる配置計画とすること。
- (イ) 大屋根ひろばは新庁舎と周辺施設の接続部に設けること。
- (ウ) 多目的スペース（1 階平面）は西が前面道路に接道していることを踏まえ、「Ⅱ/1. /(1)施設整備方針」を実現できる配置計画とすること。

イ. 広場の位置づけ

- (ア) 市民の様々な活動を受け入れる広場となるように汎用性のある空間とすること。
- (イ) 市民が日頃から憩い、交流の場となる広場とすること。
- (ウ) 大供公園や新庁舎の待合ひろばとの一体利用も想定（屋内外が一体となった市民スペース）した計画とすること。
- (エ) 大供公園を介して JR 岡山駅方向を臨む、また、岡山の地形や西川緑道公園との共存を感じることでできる広場とすること。

ウ. 防災計画

- (ア) 災害時のオープンスペース（テント泊・屋外生活のストレス緩和のためにイベントを適宜開催）として機能すること。（ただし、段々ひろばの傾斜部分は除く）

エ. ゾーン計画

- (ア) 以下の機能や仕様を踏まえた各ゾーンの計画とすること。

導入機能 各ゾーン	要求水準
大屋根 ひろば	【全体】 a. 駐車場等の広場内建物の屋上を利用して整備すること。 b. 1 期工事で整備した屋根と併せ、新庁舎利用者が新庁舎の待合ひろばの屋外空間として利用し、各広場や大供公園との組合せにより魅力を向上させ賑わいを生み出す空間とすること。 c. 屋根付き広場で雨天でも利用でき、新庁舎内とも一体的に活用できる広場とすること。 d. 市民の安全・安心を支えるために、災害時は防災広場（ボランティアセンターの設置）として機能する計画とすること。 【ファニチャー・植栽】 a. 椅子やベンチ等を設置することで、人々が憩い、休憩のできる場を設けること。 b. イベント用スペースを確保できるよう、椅子やベンチ等は固定しないものを調達すること。ただし、十分なイベントスペースを確保できる場合は固定式の設置でも可とする。 c. 歩行者がスムーズに移動でき、イベント用スペースも確保するなど、様々な広場利用を可能にする植栽計画（可動式の植栽プランター等）とすること。 d. 通常時は新庁舎利用者が座れるベンチとして利用可能であり、イベント時には簡易的な手順で可動式ステージとして使用できる設備を設置すること。多目的活用を前提とし、利便性と耐久性に優れた製品を検討すること。

	【サイン】 a. 点字ブロック及びサインは、2 期工事竣工後に 2 階大屋根ひろばから新庁舎の 2 階待合ひろばへの市民の動線が発生することを考慮した上で、新庁舎部分も含めた計画とし、整備すること。
段々ひろば	【全体】 a. 駐車場等の広場内建物の屋上を利用して整備すること。 b. 傾斜部分のある広場で、大供公園と大屋根ひろばの間に配置するとともに、新庁舎 2 階へのアプローチとすること。 c. 傾斜部分は、ベンチに座り、大供公園を見渡しながらくつろぐことができ、大供公園のイベントを観覧することもできる空間とすること。 d. 新庁舎と大供公園の利用者をシームレスに繋ぎ、人の賑わい動線とするとともに、緑が連続した景観を創出すること。 e. 新庁舎や県道 173 号大元停車場線沿いの歩行者からも視認・アクセスしやすい構成とし、各広場や大供公園との組合せにより魅力を向上させ賑わいを生み出すこと。 【傾斜部分】 a. 新庁舎と大供公園をシームレスにつなぐ空間とするため、傾斜部分には大階段・スロープ・植栽を設けることで、大供公園との緩やかな動線を確保すること。 b. スロープの間の傾斜部分には、ベンチを設置すること。 c. スロープはバリアフリー対応とし、車いすでも通行できる仕様とすること。 【車両動線】 a. 中 2 階部分は、キッチンカーやメンテナンス用の車が通行できる動線計画とすること。 【その他】 a. イベント時や夏季に十分な日陰を確保するための仕組み・使い方を提案すること。
多目的 スペース (中 2 階)	【全体】 a. 駐車場等の広場内建物の一部を利用して整備すること。 b. イベント利用等多目的に活用できるスペースとすること。 c. 不使用時にはシャッター等で閉鎖し管理できるようにすること。 d. 備品等を収納する倉庫を設けること。 e. 流し台及び給排水設備を設置すること。 【将来的な部屋化への対応】 a. 将来的に部屋（会議室等を想定）を設けることとなった場合を想定し、インフラ設備（電灯設備・動力設備・弱電設備等）を容易に分岐できる盤や配線・配管ルート等を整備すること。また、空調・換気設備の設置を想定した予備スリールや屋外機置き場を確保すること
多目的 スペース (1 階平面)	a. 地上レベルに整備すること。 b. 舗装面や植栽等の仕上げ部分の整備やインフラ設備の引き込みを行うこと。 c. 本事業においては、建築物や工作物は整備しないこと。（照明等の最低限必要な設備を除く。） d. 西側道路からの出入口は、できるだけ現状の構内駐車場出入口と同様の位置に設けること。 e. 賑わいを創出する場となるため、飲食イベントをはじめとする多様なイベント会場として利用が可能な場となるよう整備すること。 f. イベント時における県道 173 号大元停車場線沿いからの視認性を考慮した計画

	とすること。 g. 周辺施設の供用開始後に活用方法を柔軟に変更できるようにすること。 h. 大供公園と一体的な利用が可能なスペースであること。 i. 新庁舎や県道 173 号大元停車場線沿いの歩行者からも視認・アクセスしやすい構成とし、各広場や大供公園との組合せによる魅力向上で賑わいを生み出すこと。 j. イベント時の車両の出入りに加え、常時、可燃ごみ回収及び資源化物回収があり、また、年に数回は粗大ごみ回収のための車両が出入りする。更に、場合によっては大型バスの駐車場としての利用も想定しているため、それらに対応可能なスペース、舗装構成とすること。 k. 多目的スペース（1 階平面）には、40 台程度のシェアサイクルポートを整備するスペースを確保すること。 l. 多目的スペース（1 階平面）に配管等の埋設物の設置が必要な場合は、将来の建物増築等に配慮した上で、設置場所を計画すること。 【その他】 a. イベント時や夏季に十分な日陰を確保するための仕組み・使い方を提案すること。
その他	a. 庁舎前広場には、常設の水景、築山は設けないこと。

(2) 設備計画

ア. 電気設備

(ア) 一般事項

- 貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」の記載事項に十分留意すること。
- 庁舎前広場の利便性・快適性の向上や、イベンター等への貸し出し支援を図るための電気設備を整備すること。
- 電源は広場内建物に本事業で整備する受変電設備から送電すること。
- 配線はエコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- 配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- 盤類・機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- 各エリアの利用形態に応じ、系統分け及びゾーニングを行うこと。

(イ) 電灯設備

- 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED 照明等）を採用すること。
- 配置器具は、容易に保守管理及び交換ができるよう配慮すること。
- 各エリアの用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 非常照明、誘導灯等はバッテリー内蔵型器具とし、関係法令等に基づき設置すること。
- 吹抜等高所にある器具に関しては、高寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に保守管理ができること。
- 外灯は、自動点滅および時間点滅が可能な方式とすること。
- 照明設備は、新庁舎中央管理室内照明センター装置で中央管理できること。

- h. 各エリアの設計照度は、JIS 等の基準に準拠して決定すること。
 - i. コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に適した数を配置すること。また、盗電対策を行うこと。
 - j. 新庁舎中央管理室内中央監視装置において、庁舎前広場内の分電盤の警報、状態を監視するとともに、必要に応じて計量等を行えるよう整備すること。
 - k. イベント用電源盤（1φ3W 210/105V 容量 10.0kVA、3φ3W 210V 容量 10.0kVA）を段々ひろば下部に 1 面設置すること。
 - l. イベント用電源盤の配置は歩行者動線、イベント時の車両動線の支障とならず、イベント利用時の利便性を考慮した配置とすること。
 - m. イベント用電源盤使用による光熱費を利用者による実費精算とすることが可能な計画とすること。
 - n. 設置する器具についてはさまざまな活動を想定し、デザイン性を考慮すること。
- (ウ) 動力設備
- a. 多目的スペース（中 2 階）が将来的に会議室等へ転用される可能性を考慮して、多目的スペース（中 2 階）付近に将来空調電源取得用の動力盤を設置すること。また、受変電設備から動力盤までの幹線も敷設すること。
- (エ) 構内電話交換設備
- a. 多目的スペース（中 2 階）に配線を敷設し、電話端子を設置すること。
- (オ) 情報表示設備
- a. 庁舎前広場の要所に時刻合わせが不要な景観に配慮した時計を設置すること。
- (カ) 拡声設備
- a. 消防法に基づく非常放送設備と業務放送設備を適切に設置すること。
 - b. 各エリアの用途と適性、吸音性能等を考慮し、明瞭に聞き取れる設備計画とすること。
 - c. 大供公園利用者も館内放送を聞き取ることができるよう大供公園と一体で検討し、スピーカ整備を行うこと。整備にあたり近隣施設及び周辺住民に対し十分に配慮すること。
- (キ) 誘導支援設備
- a. ユニバーサルデザインの観点より、視覚障害者のための音声誘導装置等の誘導支援設備を設置し、利用者が安全かつ円滑に利用できるようにすること。
- (ク) 監視カメラ設備
- a. 大屋根ひろば、段々ひろば、多目的スペース（中 2 階）、多目的スペース（1 階平面）の防犯用に必要な数の監視カメラを設置すること。
 - b. 設置箇所については、各エリアに合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
 - c. 新庁舎警備員室および新庁舎中央管理室でモニターによる常時監視を可能とすること。撮影内容は録画できるものとし、録画時間（容量）は接続する全ての監視カメラの映像を 7 日間以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。
 - d. 監視カメラは夜間の監視も可能なものとする。

(ケ) 自動火災報知設備

- a. 関係法令等に基づき、感知器等を必要な箇所に設置すること。

(コ) デジタル懸垂幕

- a. 1 期工事で整備する新庁舎の大屋根部分にデジタル懸垂幕を設けること。寸法：500mm(高)×5,000mm(幅)程度、ピクセルピッチ：7.8mm 以下とすること（製品許容差は－5%程度以内）。

なお、デジタル懸垂幕は下地や化粧枠込みで 10 k N 以内とすること。

(サ) 音響設備

- a. 広場で市主催の出発式程度の行事を行うにあたって使用する音響装置（BGMを流す、ハンドマイク（スタンド付）を用いて広場内へ向けた放送をする程度）を備えること。
- b. 近隣施設及び周辺住民に対して配慮を行ったスピーカ整備を行うこと。
- c. 拡声設備として整備するスピーカとの兼用を検討すること。
- d. スピーカを拡声設備と兼用する場合には、非常放送、業務放送、緊急地震速報等を優先できるようにすること。

イ. 機械設備

(ア) 一般事項

- a. 貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」の記載事項に十分留意すること。

(イ) 給水設備

- a. 1 期工事で整備する新庁舎引込管（150A）から分岐して引き込むこと。既設水道メーター（40A×1）の再利用を前提とした計画とすること。
- b. 受水槽方式とすること。受水槽は二槽式とし、緊急遮断弁と緊急用給水栓を設置すること。
- c. 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- d. 庁舎前広場及び広場内建物の利便性・快適性の向上や、イベント等への貸し出し支援を図るための給水設備を整備すること。なお、庁舎前広場内各所から給水できるよう分散して整備すること。
- e. 以下の設備を整備すること。

導入機能・設備	概要
立水栓	イベント時のキッチンカー等の仮設店舗の事業者や、熱中症対策のための水分補給、手洗い場として整備すること。
灌水設備	植栽管理に供するよう灌水設備等を設置する。

(ウ) 排水設備

- a. 排水インフラ状況、関連法令及び岡山市が策定する下水道排水設備審査及び設計基準（最新版）を踏まえ、適切な排水方式に基づく計画とすること。

- b. 計画敷地内の排水については、下水・雨水の分流化を図ること。
- c. 汚水排水は原則、自然流下とし、困難な排水および湧水はポンプアップにより排水すること。
- d. イベント時等において汚水排水の処理が課題となるため、阻集装置のついた排水柵を整備すること。
- e. 車両動線上にある雨水柵等の蓋は、車両荷重を考慮した仕様にする事。

4. 大供公園の性能

(1) 配置計画

ア. 配置計画

- (ア) 庁舎の整備を含めた計画であること、東西が前面道路に接道していることを踏まえ、「II/1. /(1)施設整備方針」を実現できる配置計画とすること。

イ. アプローチ

- (ア) 北側は JR 岡山駅方面からのアクセス、南側は新庁舎へのアクセス性に配慮した歩行者動線を確保すること。
- (イ) 災害時やイベント時の車両入出庫を想定して、県道 173 号からの車両動線を確保すること。

ウ. 景観・植栽計画

- (ア) 都心部の公園としてふさわしい、新庁舎、庁舎前広場と調和したデザインとすること。
- (イ) 市役所筋の緑と庁舎の緑をつなぎ、市の顔となる空間を彩る緑を確保すること。

エ. 防災計画

- (ア) 災害時には、大屋根ひろば・段々ひろばと一体的なオープンスペース（テント泊・屋外生活のストレス緩和のためにイベントを適宜開催）として機能すること。
- (イ) 災害時に仮設トイレを 10 基程度まとめて設置できるスペースを想定し、確保すること。

オ. 公園計画

- (ア) 以下の機能や仕様を踏まえた各ゾーンの計画とすること。

導入機能	要求水準
大供公園	【全体】 a. 市民が日頃から憩い、交流の場となる公園を整備すること。 b. 夏祭りなどのイベント時にはステージの設置や、広場周辺に屋台を設置することが可能となるよう、イベント会場として活用できる賑わいの場となる公園を整備すること。 c. イベントや災害時の利用を考慮し、一体的な広場空間をできるだけ大きく確保すること。 d. 段々ひろばから公園内でのイベントを観覧できるように、段々ひろばからの視認性を考慮した位置に、まとまったイベント対応エリアを確保すること。イベント時にはステージの設置や、演舞などによる踏圧に対応可能な構成とすること。 e. 市民に開かれた開放的な空間とするよう外周柵の整備は計画しないこと。ただし、遊び場が市道歩道に面する場合は、飛び出し防止の観点から横断防止柵を設置すること。
	【芝生】 a. 芝生広場は人々が思い思いの過ごし方ができる十分な広さを確保したものとし、1,600 m²程度の面積を確保すること。 b. 芝生は天然芝で整備することとする。また、天然芝の良好な状態を維持するための適切な管理方法を提案し、その管理方法を実現できるような配置、設備とすること。 (例：芝生を区画分けし、ローテーションで養生期間をとるようにするなど。) c. イベントを開催できるよう耐踏圧性の高い芝生を計画すること。 d. 芝生の生育に適した排水性を確保するために、必要に応じて基盤整備や土壌改

	良を行うこと。 e. 芝生広場の勾配については、イベントの開催に支障の出ない程度に抑えること。 f. イベントや災害時にペグ固定式のテント設置が可能となるようにスプリンクラーの配管位置、埋設深さ、利用方法を工夫すること。 (例：配管はなるべく園路の下に行く。テント設置可能エリアと不可エリアを分ける。芝生下の配管の位置が一目でわかるような工夫を行うなど。) 【植栽】 a. 既存樹木の保全を基本とし、特に高木は可能な限り保全し、木陰を確保すること。 b. 新植の樹種等について、メンテナンス性に配慮すること。 c. 低木、中木、高木をバランスよく配した植栽計画とすること。 d. 既存樹木を残すことにより生じる公園との高低差は、植栽帯の土留めを兼ねた休養施設を設けるなど工夫することにより解消すること。 e. イベント時の出店やステージの位置等に配慮した植栽の配置とすること。 【遊具】 a. 子ども達にとって魅力的な空間となるよう小さな子どもも遊ぶことができ、メンテナンス性に優れている遊具を設置すること。 (例：人研ぎ仕上げの小さな丘のような滑り台など) b. 新庁舎や広場のデザインと調和した遊具を設置すること。 c. 遊具は、子どもの道路への飛び出し防止のため、交通量の多い県道 173 号側、大供交差点側には配置しないこと。 【休養施設】 a. 地域の方々や来庁者が思い思いの場所に腰掛け、憩い、交流する空間となるよう緑と一体となった休養施設を多く配置すること。 b. 空間や利用形態に応じた規模・形状のベンチ、スツール、日除け等の休養施設を園路沿いや樹木回り、遊具周辺に設けることにより、利用者が快適に利用できる計画とすること。 【園路】 a. 暑熱環境緩和や雨水流出抑制等に資するよう、園路の舗装構成は、透水性もしくは保水性を有した素材にて検討を行うこと。 b. 維持管理車両、イベント時の資機材搬入車両の通行を想定しているため、無理のない動線計画を行うこと。 c. 最低 4t クラスの車両の通行に対して十分な強度、耐久性をもつ構造とすることとし、段々ひろば北側については、イベント時にはステージトラックや、災害時には支援車両の乗入れが想定されるため、総重量 20t の車両が進入した場合にも十分な強度、耐久性をもつ構造とすること。(資料 4「施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意すべき事項」参照) d. イベント利用時に園路上に露店などを設置した場合にも歩行空間が 4m 程度確保できる幅員を計画すること。 e. 材質・色などのデザインについて周辺施設及び周辺道路との調和を図ること。 f. 周辺道路との一体性及び連続性を考慮した計画とし、計画高、道路境界の明示方法等、道路管理者と十分協議を行い決定すること。 【雨水排水】 a. 公園敷地内の雨水排水が庁舎前広場や周辺道路へ流出しないよう、また、周囲からの流入が生じないよう、適切な排水勾配を確保する造成計画し、側溝などの排水施設の整備を行うこと。 b. 排水設備は、化粧蓋やスリット側溝など、景観に配慮すること。
--	---

	c. 公園内の雨水桟等の蓋は、車両荷重を考慮した仕様にする。 【便益施設】 a. トイレは設けないこと。 b. 手洗いや足洗いに資する水飲み場施設を遊具周辺に設置すること。 【サイン】 a. 分庁舎や保健福祉会館など周辺の案内機能を持ったサインの設置を計画すること。 b. 公園利用や遊び場利用に関する注意事項を示すサイン設置を計画すること。また、開催されるイベントの情報提供のための掲示板の設置も計画すること。 【その他】 a. 有料の公園施設は設けないこと。 b. 搬入用車路の入り口には、一般車両の進入を防止し、ゴミ収集車やイベント利用時の搬出入車両の進入は可能にするため、つけ外しのできるチェーンを設置すること。チェーンはダイヤル錠にて管理できるようにし、進入禁止の札をチェーンに設置すること。 また、チェーンの開け閉めの際に車両が待機するためのスペースをチェーンと歩道の間に確保すること。 c. 搬入用車路の県道からの出入口は進入が想定される車両の軌跡を考慮して最小限の幅とすること。 d. 公園の出入口（搬入用車路との境界含む）には上下式の車止めを計画すること。 e. 水景施設は設けないこと。 f. マンホールトイレ、かまどベンチは設けないこと。 g. 来園者が利用するための駐輪スペースを確保すること。駐輪スペースは歩行者動線やイベント開催時に支障とならない位置を計画すること。 h. 夏季に十分な日陰を確保するための仕組み・使い方を提案すること。 i. 公園敷地北東側のエリアには、約 60 台分のシェアサイクルポートを整備するスペースを確保すること。
--	--

(2) 設備計画

ア. 電気設備

(ア) 一般事項

- a. 貸与資料 5「1 期工事との取り合い条件等」の記載事項に十分留意すること。
- b. 大供公園の利便性・快適性の向上や、イベンター等への貸し出し支援を図るための電気設備を整備すること。
- c. 電源は広場内建物に本事業で整備する受変電設備から送電すること。
- d. 配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- e. 配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管、埋設配管には FEP 管又は HIVE 管を使用すること。
- f. 盤類・機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- g. 各エリアの利用形態に応じ、系統分け及びゾーニングを行うこと。
- h. 適宜ハンドホールなどを設けること。
- i. 耐候性に優れた仕様とすること。
- j. 新庁舎、周辺施設、公園のデザインと調和したデザインとすること。

(イ) 電灯設備

- a. 新庁舎、周辺施設と調和した照明計画とすること。
- b. ポール照明を基本とし、誘導に効果的で、景観に点景を添える高さ 1m 未満のフットライト（低ポール照明）も組み合わせること。
- c. 自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- d. 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED 照明等）の採用を原則とすること。
- e. ソーラー式を組み合わせることなどにより、停電時においても公園内の照度を一定程度確保できるように計画すること。
- f. 配置器具は、容易に保守管理及び交換ができるよう配慮すること。
- g. 大供公園の用途と適正を考慮して、適切な機器選定を行うこと。
- h. 照明設備は、新庁舎中央管理室内照明センター装置で中央管理できること。
- i. 各エリアの設計照度は、JIS 等の基準に準拠して決定すること。
- j. 新庁舎中央管理室内中央監視装置において、大供公園内の分電盤の警報、状態を監視するとともに、必要に応じて計量等を行えるよう整備すること。
- k. 公園内各所から給電できるよう分散して定格容量 5kVA 程度のコンセント盤を 4 箇所以上設置すること。コンセント盤の配置は歩行者動線、イベント時の車両動線の支障とならず、イベント利用時の利便性を考慮した配置とすること。
- l. イベント利用時のコンセント盤使用による光熱費を利用者による実費精算とすることが可能な計画とすること。
- m. コンセントは、盗電対策を行うこと。
- n. 設置する器具についてはさまざまな活動を想定し、デザイン性を考慮すること。

(ウ) 拡声設備

- a. 非常放送設備、業務放送設備を適切に設置すること。
- b. 大供公園の用途と適性、吸音性能等を考慮し、明瞭に聞き取れる設備計画とすること。
- c. 庁舎前広場と一体で検討し、スピーカ整備を行うこと。整備にあたり近隣施設及び周辺住民に対し十分に配慮すること。
- d. 音響設備として整備するスピーカとの兼用を検討すること。

(エ) 音響設備

- a. 公園でイベントを行う際に使用する音響装置（BGMを流す、ハンドマイク（スタンド付）を用いて広場内へ向けた放送をする程度）を備えること。
- b. スピーカ整備を行うこと。整備にあたり近隣施設及び周辺住民に対し十分に配慮すること。
- c. 拡声設備として整備するスピーカとの兼用を検討すること。
- d. スピーカを拡声設備と兼用する場合には、非常放送、業務放送、緊急地震速報等を優先できるようにすること。

(オ) 監視カメラ設備

- a. 大供公園の防犯用に必要な数を設置すること。

- b. 設置箇所については、十分に機能するよう、事業者の提案とする。
- c. 新庁舎警備員室および新庁舎中央管理室でモニターによる常時監視を可能とすること。撮影内容は録画できるものとし、録画時間（容量）は接続する全ての監視カメラの映像を7日間以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。
- d. 監視カメラは夜間の監視も可能なものとする。

イ. 機械設備

(ア) 給水設備

- a. 旧本庁舎引込管（100A）から引き込むこと。既設水道メーター（25A×2）の再利用を前提とした計画とすること。（貸与資料5「1期工事との取り扱い条件等」参照）
- b. 給水方式は、事業者提案とする。
- c. 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- d. 大供公園の利便性・快適性の向上や、イベント等への貸し出し支援を図るための給水設備を整備すること。なお、大供公園内各所から給水できるよう分散して整備すること。
- e. 以下の設備を整備すること。

導入機能・設備	概要
立水栓	イベント時のキッチンカー等の仮設店舗の事業者や、熱中症対策のための水分補給、手洗い場として整備すること。
散水栓	植栽管理に供するよう散水栓を設置すること。また、芝生広場ではポップアップ式スプリンクラーの整備を計画すること。なお、散水栓は散水半径 20m 程度を想定して7箇所以上整備すること。

(イ) 排水設備

- a. 計画地に面した道路下にある排水幹線（合流式）を流末とした雨水・污水排水を計画すること。
- b. 排水インフラ状況、関連法令及び岡山市が策定する下水道排水設備審査及び設計基準（最新版）を踏まえ、適切な排水方式に基づく計画とすること。
- c. 計画敷地内の排水については、下水・雨水の分流化を図ること。
- d. イベント時等において污水排水の処理が課題となるため、阻集装置のついた排水枳を整備すること。

(3) その他

(ア) 防火水槽

- a. 国土強靱化地域計画に基づき、岡山市消防局が整備を進めている防火水槽を大供公園内に設置する予定である。
- b. 防火水槽の規模は幅 4m、長さ 5m、深さ 2.5m 程度（貯水量 40t）で、地中埋設式を想定している。
- c. 設置場所は、消防車の道路上への停車スペースを考慮し、公園内の県道 173 号沿いを想定している。（資料 4「施設計画、技術的代替案を特に求めたい部分及び留意す

べき事項」を参照)

- d. 防火水槽の地上部分には植栽、工作物を設けず、地上空間を確保し、道路と公園の歩行者動線スペースとする。
- e. 防火水槽内の水の入れ替えは行わないため、防火水槽を含めた排水計画は不要とする。
- f. 防火水槽の設置にかかる設計業務及び工事は別途発注予定である。
- g. 設計業務において、(仮称)防火水槽設計業務委託との防火水槽の設置場所、公園レイアウトに関する調整を行うこと。
- h. 建設工事において、(仮称)防火水槽設置工事との作業時期、作業ヤードなど相互に調整を行うこと。

5. 周辺道路の性能

(1) 整備計画

資料 6「周辺道路関係資料（別紙 1 業務区域図、別紙 2 横断図（参考図）、別紙 3 鹿田町 10 号線施工範囲図）」及び以下の機能や仕様を踏まえた整備計画とすること。

導入機能	要求水準
歩道形式	ア. 全ての道路を生活関連経路と同等の水準で整備することとするが、市道鹿田町 10 号線はセミフラット形式、その他の道路はマウンドアップ形式を採用すること。 イ. 車両乗り入れ部等により歩道の切り下げを行う、かつ、歩道内ですりつけを行う場合は、平たん部は歩道の有効幅員以上とすること。
街路樹	ア. 車道と歩道等の間に植樹帯又は歩道等の車道寄りに植樹帯を設けること。 イ. 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定すること。 ウ. 根上がり対策として、根系誘導耐圧基盤等並びに成長阻害材等により縁石、舗装等へ与える影響を抑えること。 エ. 根上がり対策の実施にあたって太根を切断する場合においては必要に応じて樹木医立会いのもと発根処理等を実施すること。 オ. 既存街路樹は原則として残して整備することとするが、歩道面の不陸の修正が困難な場合においては、伐採したのち代わりとなる樹木を植樹すること。
視覚障害者誘導ブロック	ア. 視覚障害者誘導ブロックは黄色（JIS Z9103:2005）とすること。 イ. 色彩に配慮した舗装で輝度比の確保が困難となった場合、視覚障害者誘導ブロック周囲の色彩を変更し輝度比を確保すること。
歩道舗装	ア. 歩道舗装は、透水性を有したブロック舗装とすること。
車道舗装	ア. 市道鹿田町 10 号線の車道舗装は排水性舗装とすること。舗装構成の決定にあたり必要となる路床の調査等必要に応じて実施すること。